



西条市子ども・子育て 支援事業計画 (素案)



平成 27 年 3 月



西 条 市

は じ め に

市長挨拶文を 挿入予定

平成 27 年 3 月

西条市長 青 野 勝



目 次

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の性格・位置付け.....	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制.....	3
	(1) ニーズ調査の実施	3
	(2) パブリックコメントの実施	3
	(3) 西条市子ども・子育て会議	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況.....	4
1	子どもをめぐる状況.....	4
	(1) 総人口の推移	4
	(2) 世帯の状況	5
	(3) 出生数の推移	6
	(4) 合計特殊出生率の推移	7
	(5) 平均初婚年齢の推移	8
	(6) 未婚率の推移	8
	(7) 女性の就労状況	9
	(8) 児童虐待の状況	10
2	これまでの子ども・子育て支援の取り組み状況.....	11
3	人口・世帯数等の見通し.....	12
	(1) 推計人口	12
	(2) 推計児童人口	13
4	子育てに関する意識の現状 ～ ニーズ調査結果より ～.....	14
	(1) 子育て支援事業の利用状況	14
	(2) 休日の定期的な教育・保育事業や放課後児童クラブの利用希望について	17
	(3) 病気の際の対応について	18
	(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について	19
第3章	計画の基本的な考え方.....	22
1	めざす姿	22
2	計画の基本理念.....	22
3	計画の基本目標.....	23

第4章 施策の展開.....	25
第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み	48
1 幼児期の教育・保育の充実.....	48
2 教育・保育提供区域の設定.....	49
3 教育・保育の量の見込み、確保方策及び実施時期.....	50
4 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	58
(1) 提供区域の設定	58
(2) 量の見込みと確保方策	59
4 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策.....	67
第6章 計画の推進に向けて	68
1 計画の推進	68
(1) 関係団体等との連携	68
(2) 計画内容の周知	68
2 推進体制	68
3 計画の進捗状況の管理・評価.....	68
(1) 計画の進行管理	68
(2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進	68
資料	69
1 西条市子ども・子育て支援会議条例.....	69
2 西条市子ども子育て支援会議委員名簿.....	71

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

国では、進行する少子化に対応するため、平成6年以降、「エンゼルプラン」、「少子化対策プラスワン」等を策定し、子育て家庭への支援や仕事との両立支援を中心に子どもを生み育てやすい環境整備に重点を置いた施策に取り組んできました。平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、その中で市町村に国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（次世代育成支援行動計画）の策定を義務付けました。しかし、出生率の低下という状況は続いており、1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新しました。以後、横ばいもしくは微増傾向が続いていますが、依然低い水準にあります。このため、子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、これまで以上に必要とされています。

そうした中、平成24年8月、子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、公布されました。子ども・子育て関連三法に基づく新たな子ども・子育て支援制度では「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしています。

本計画は、このような全国的な動向や本市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取組みの進捗状況や課題を整理し、子ども・子育て関連三法に基づき、平成27年4月から始まる新たな支援制度を推進するための事業計画として策定するものです。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、西条市が平成27年4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取組みを総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性

も図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育・保育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、西条市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、市民一人ひとりをはじめ各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に関わり合いを推進するものです。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、西条市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

平成 26 年度まで	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
次世代育成 支援計画										
	本件計画期間									
					(見直し)	次期計画期間				



4 計画の策定体制

本計画は、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、計画策定の段階から、西条市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めました。

（１）ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育および保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、平成 25 年 11 月、「西条市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。各結果から出た意見や課題を計画に反映させています。

「西条市次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要

調 査 対 象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標 本 数	2,000 人	1,000 人
調 査 方 法	郵送配布－郵送回収	
有 効 回 収 数	1,032 人	474 人
有 効 回 収 率	51.8%	47.9%
調 査 時 期	平成 25 年 11 月	
調 査 地 区	市 内 全 域	

（２）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の意見を聴取するため、平成 27 年 2 月 2 日に案を公表し、平成 27 年 2 月 27 日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

（３）西条市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、西条市子ども・子育て会議条例に基づき、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「子ども・子育て支援事業計画」等に反映させるために意見具申することを目的に西条市子ども・子育て会議を設置しました。

この会議では、有識者、教育・保育並びに保健・医療・福祉に関わる関係者や保護者代表が参画し、西条市次世代育成支援計画の進捗状況や子ども・子育て支援制度とそれに関わるニーズ調査、新たな課題などの検討を行い、西条市の子ども・子育て支援のあり方について協議しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもをめぐる状況

(1) 総人口の推移

西条市の人口は、平成26年3月31日現在で113,127人となっており、昭和60年の115,983人から減少傾向にあります。

また、年齢3区分人口割合の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口については減少傾向にあるのに対し、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が急速に進行している状況がみられます。

総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

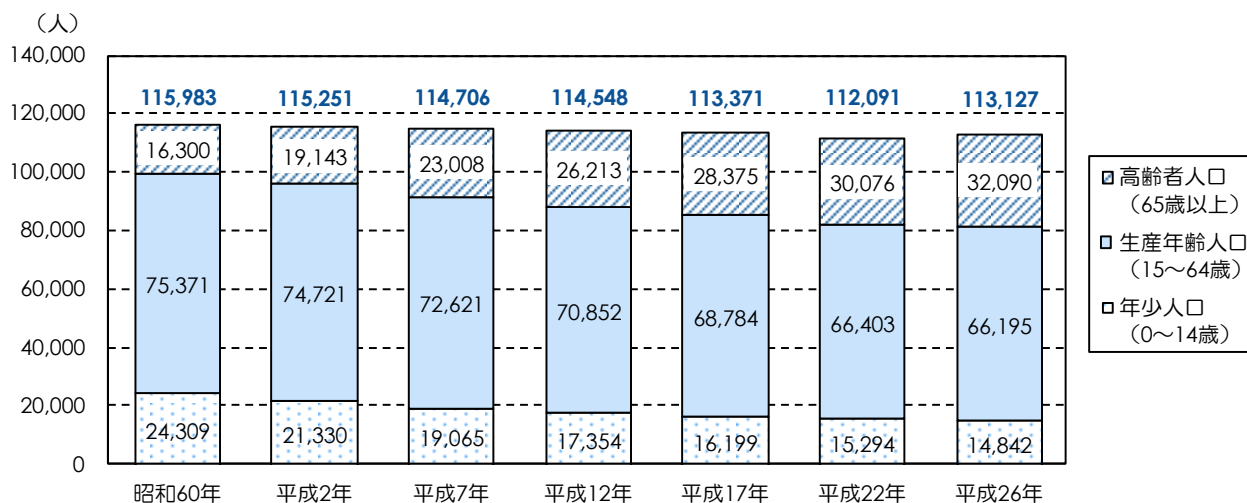
（単位：人、％）

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	115,983	115,251	114,706	114,548	113,371	112,091	113,127
年少人口 （0～14歳）	24,309	21,330	19,065	17,354	16,199	15,294	14,842
（総人口比）	21.0	18.5	16.6	15.1	14.3	13.7	13.1
生産年齢人口 （15～64歳）	75,371	74,721	72,621	70,852	68,784	66,403	66,195
（総人口比）	65.0	64.8	63.3	61.9	60.7	59.4	58.5
高齢者人口 （65歳以上）	16,300	19,143	23,008	26,213	28,375	30,076	32,090
（総人口比）	14.1	16.6	20.1	22.9	25.0	26.9	28.4

※ 年齢不詳人口を含む

※ 合併前の西条市、東予市、丹原町、小松町の合算により算出（以降のページについても、同様の算出方法）

【資料】昭和60年～平成22年：国勢調査、平成26年：住民基本台帳（3月31日現在）



(2) 世帯の状況

西条市の世帯数は、平成 26 年 3 月 31 日現在で 49,464 世帯となっており、昭和 60 年の 35,276 世帯から増加傾向にあります。

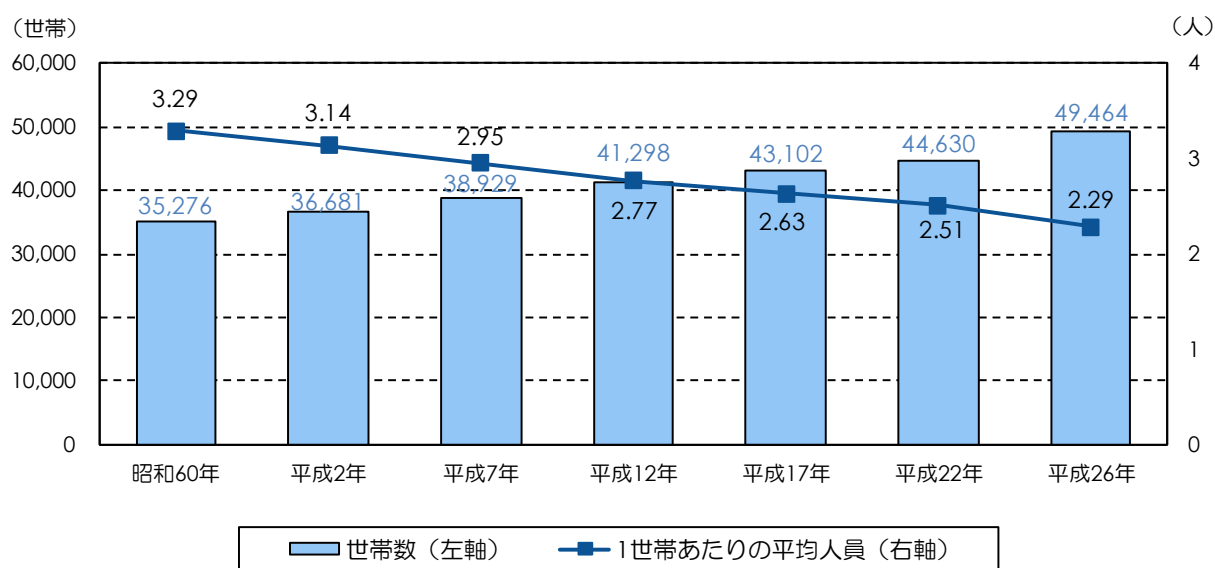
また、1 世帯あたりの平均人員は昭和 60 年では 3.29 人であったのが、平成 7 年には 2.95 人と 3 人を割り、さらに平成 26 年には 2.29 人と、減少傾向となっています。核家族化や高齢単身世帯の増加がその背景にはあるとみられます。

世帯数及び 1 世帯あたりの平均人員の推移

(単位：人、世帯)

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
総 人 口	115,983	115,251	114,706	114,548	113,371	112,091	113,127
世 帯 数	35,276	36,681	38,929	41,298	43,102	44,630	49,464
1 世帯あたりの平均人員	3.29	3.14	2.95	2.77	2.63	2.51	2.29

【資料】昭和 60 年～平成 22 年：国勢調査、平成 26 年：住民基本台帳（3 月 31 日現在）



(3) 出生数の推移

平成 20 年以降の西条市の出生数は、年間 900～970 人程度で推移しています。

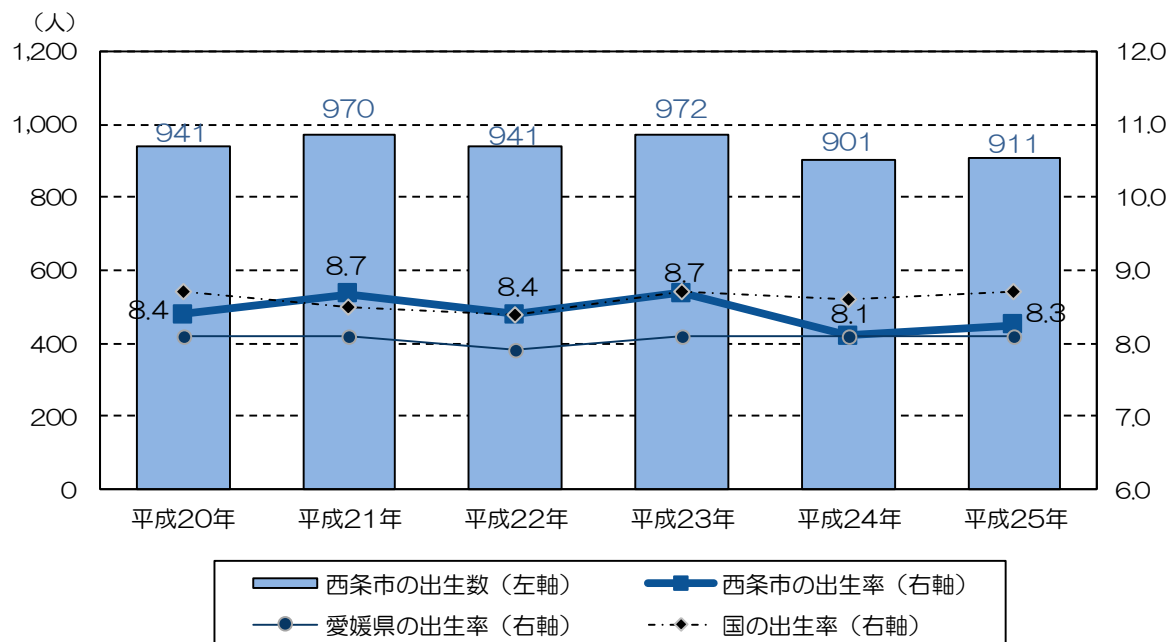
この間の出生率（人口千人対比）は 8 ポイント台を維持し、愛媛県の出生率を上回っています
が、全国とほぼ同程度の水準です。

出生数及び出生率（人口千人対比）の推移

（単位：人）

区 分		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
西条市	総人口	112,124	111,738	112,091	111,780	111,241	110,373
	出生数	941	970	941	972	901	911
	出生率	8.4	8.7	8.4	8.7	8.1	8.3
愛媛県の出生率		8.1	8.1	8.0	8.0	7.9	7.7
全国の出生率		8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2

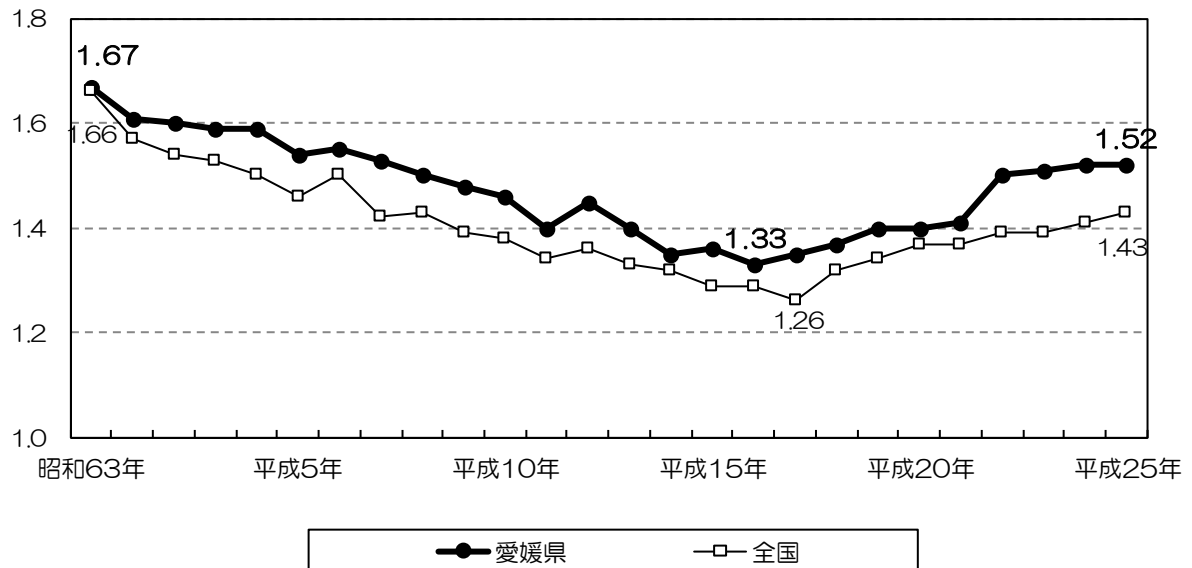
【資料】総人口：推計人口（10月1日現在）、愛媛県・国の出生率：厚生労働省「人口動態統計」



(4) 合計特殊出生率の推移

愛媛県の合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を上回っています。昭和 63 年の 1.67 から平成 16 年には 1.33 にまで低下しましたが、その後は上昇に転じ平成 25 年に 1.52 となっています。

合計特殊出生率の推移



【資料】厚生労働省「人口動態統計」

本市の合計特殊出生率は、平成 20 年から平成 24 年までの平均で 1.72 です。全国平均及び愛媛県平均より高く、また、県内の周辺他市と比較しても、高めの数値となっています。

しかし、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準：2.07～2.08）に比べると、大幅に下回っている状況です。

平均合計特殊出生率（平成 20 年～平成 24 年）

西条市	松山市	今治市	新居浜市	四国中央市	東温市	愛媛県	全国
1.72	1.36	1.62	1.80	1.70	1.29	1.50	1.38

【資料】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」（平成 20 年～平成 24 年）

(5) 平均初婚年齢の推移

愛媛県の平均初婚年齢は、全国に比べるとやや若い年齢で推移しているものの、平成 20 年の夫 29.4 歳、妻 27.7 歳から、平成 25 年には夫 30.1 歳、妻 28.6 歳と、ともに 1 歳程度年齢が上がっています。全国の動向と同様に、じわじわと晩婚化が進んでいます。

平均初婚年齢の推移

(単位：歳)

区 分		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
愛媛県	夫	29.4	29.4	29.8	29.9	30.0	30.1
	妻	27.7	27.9	28.3	28.4	28.5	28.6
全国	夫	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9
	妻	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2	29.3

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

(6) 未婚率の推移

国勢調査からみた西条市の平成 22 年の未婚率は、愛媛県及び全国と比べると低い数値になっています。

20 歳代の未婚率は男女ともに 10 年前と大きく変わっていませんが、男性では 30 歳代後半以降、女性では 30 歳代前半以降で未婚率の上昇が続いています。

未婚率の推移（平成 12 年・17 年・22 年）

(単位：%)

区 分		西条市			参考（平成 22 年）	
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	愛媛県	全国
男 性	20～24 歳	86.5	86.8	87.2	89.8	91.4
	25～29 歳	60.4	61.5	60.9	64.3	69.2
	30～34 歳	34.1	40.1	39.4	42.7	46.0
	35～39 歳	22.9	27.4	31.4	32.4	34.8
	40～44 歳	14.5	21.1	25.3	26.4	28.0
女 性	20～24 歳	79.4	80.5	79.7	85.5	87.8
	25～29 歳	44.9	49.0	48.2	55.0	58.9
	30～34 歳	19.0	25.5	27.2	32.3	33.9
	35～39 歳	10.1	14.0	18.5	22.5	22.7
	40～44 歳	6.8	9.5	12.2	17.4	17.1

【資料】国勢調査

(7) 女性の就労状況

西条市の女性の就業状況をみると、就業率は20～24歳にピークをむかえ、その後結婚や出産、子育て期にいったん低下し、その後子育てが終わった45～49歳にかけて再び上昇する、いわゆるM字型曲線を示しています。M字の谷の部分は年々底上げされており、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増えていると思われます。。

また、おおむねどの年代も、愛媛県や全国の実業率を上回っています。

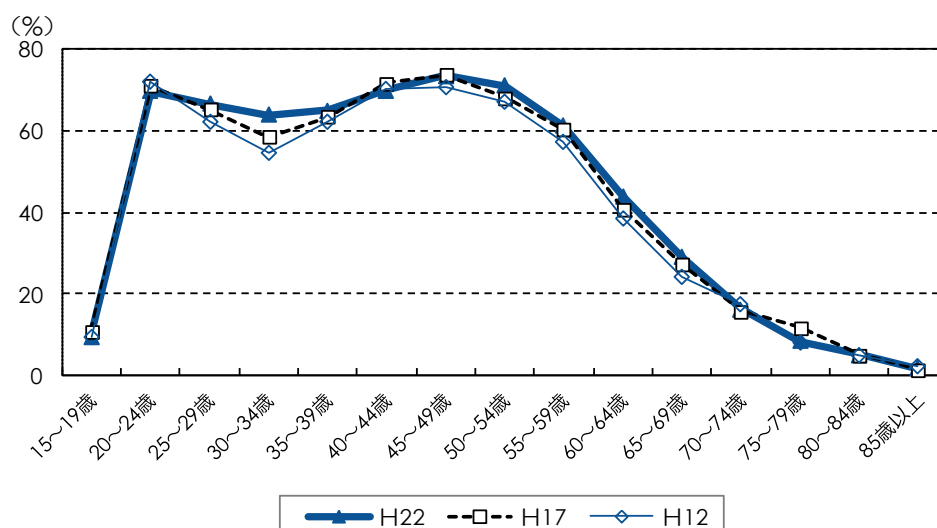
女性の年齢別就業率

(単位：％)

区 分	西条市			参考（平成 22 年）	
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	愛媛県	全国
15～19 歳	9.5	10.8	9.5	11.7	13.3
20～24 歳	72.1	71.0	69.7	65.7	60.3
25～29 歳	62.0	65.2	66.5	68.2	67.1
30～34 歳	54.7	58.5	63.9	62.5	60.6
35～39 歳	62.0	63.4	65.0	64.0	60.4
40～44 歳	70.3	71.8	69.9	69.3	65.1
45～49 歳	70.6	73.7	73.5	72.8	69.3
50～54 歳	67.2	68.1	71.0	70.3	68.1
55～59 歳	57.4	60.3	61.1	60.9	59.7
60～64 歳	38.4	40.8	44.0	43.6	44.0
65～69 歳	23.9	27.1	29.0	27.0	27.0
70～74 歳	17.2	15.7	16.0	16.9	16.3
75～79 歳	8.1	11.7	8.3	10.0	9.7
80～84 歳	4.9	4.9	5.0	5.7	5.8
85 歳以上	2.1	1.5	1.6	2.1	2.4

【資料】国勢調査

西条市の年齢別女性就業率の変化

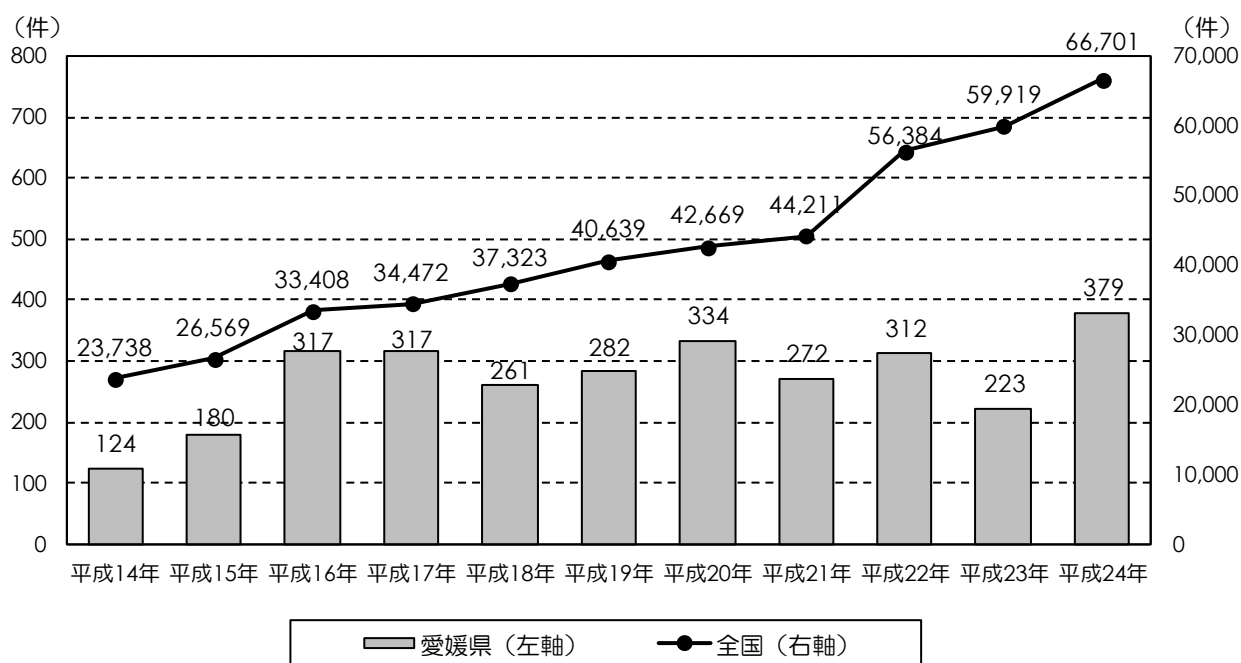


(8) 児童虐待の状況

平成24年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は66,701件にのぼり、10年で約3.8倍と年々増加しています。また、愛媛県の児童相談所に対応している養護相談のうち、平成24年度の虐待に関する相談件数は379件と、平成14年度の約3倍となっています。

子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待はこれまで以上に社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



【資料】厚生労働省「福祉行政報告例」



2 これまでの子ども・子育て支援の取り組み状況

西条市では、平成 21 年度に策定された「西条市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）」にもとづき、子どもが健やかに成長し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進するために必要な事業を実施してきました。後期計画では、平成 26 年度末までに実施すべき事業について数値目標を掲げていますが、それに対する平成 25 年度の実績は下の表のとおりです。

延長保育事業や放課後児童健全育成事業では目標を上回るペースで設置か所数が増えるなど、着実に取り組みが進んでいます。

事業の数値目標

事業名	目標値 (平成 26 年度)		実績 (平成 25 年度)	
通常保育事業 (認可保育所受入児童)	2,560	人	2,672	人
うち 3 歳未満児 (0～2 歳)	1,060	人	1,009	人
うち 3 歳以上児 (3～5 歳)	1,500	人	1,663	人
延長保育事業 (設置か所数、定員数)	12 150	か所 人	14 175	か所 人
一時預かり事業 (設置か所数、延べ利用人数)	7 6,970	か所 人	4 6,663	か所 人日
休日保育事業 (設置か所数、定員数)	2 30	か所 人	2 30	か所 人
病児・病後児保育事業 【病児対応型・病後児対応型】 (設置か所数、延べ利用人数)	2 1,040	か所 人日	2 1,182	か所 人日
子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】 (設置か所数)	2	か所	2	か所
地域子育て支援拠点事業 【ひろば型、センター型】 (設置か所数)	8	か所	6	か所
放課後子ども教室 (設置か所数)	15	か所	11	か所
放課後児童健全育成事業 (設置か所数、登録者数)	26 1,400	か所 人	27 1,519	か所 人
ファミリー・サポート・センター事業 (設置か所数)	1	か所	1	か所

3 人口・世帯数等の見通し

(1) 推計人口

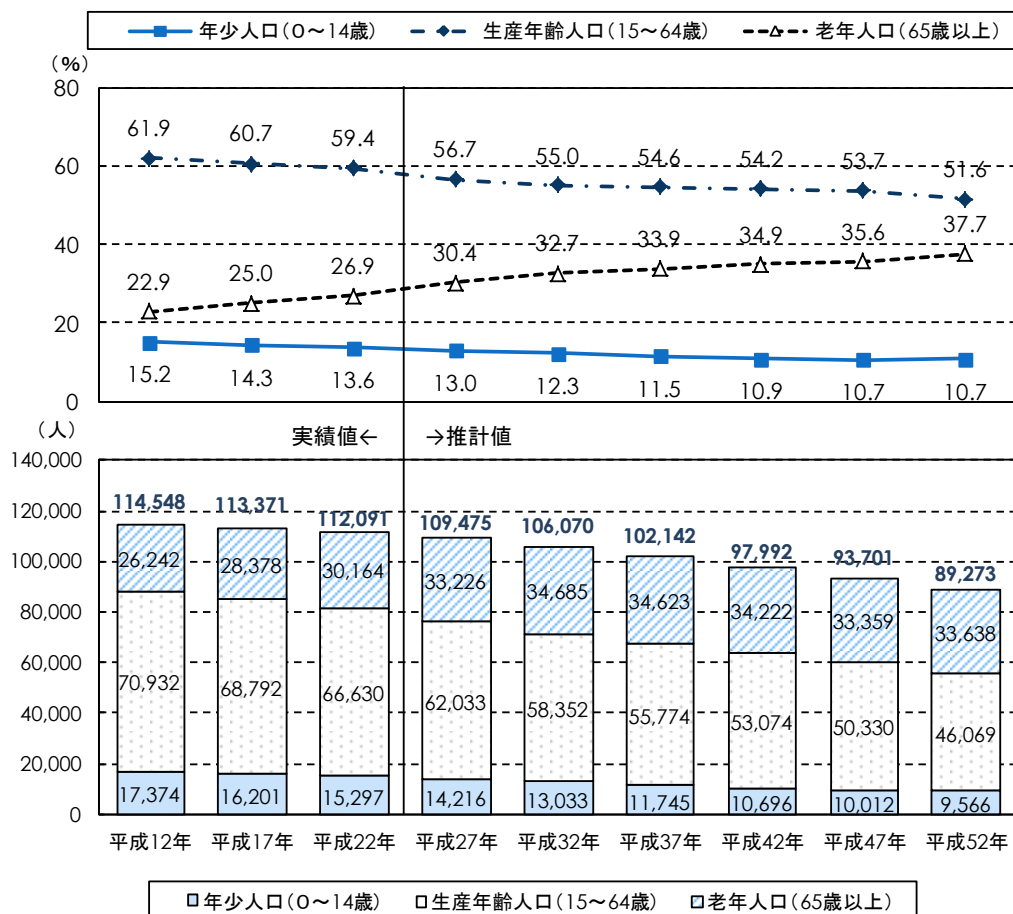
住民基本台帳人口及び外国人登録人口をもとに、コーホート変化率法※により人口推計を行いました。

年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口で今後も減少傾向が続くとみられます。増加が続いている老年人口についても、平成30年代後半頃からは減少に転じるとみられます。

推計人口と年齢3区分人口（比率）の推移

（単位：人、％）

区 分	実 績			推計値					
	平成 12 年	17 年	22 年	27 年	32 年	37 年	42 年	47 年	52 年
総人口	114,548	113,371	112,091	109,475	106,070	102,142	97,992	93,701	89,273
年少人口 (0～14 歳)	17,374	16,201	15,297	14,216	13,033	11,745	10,696	10,012	9,566
(総人口比)	15.2	14.3	13.6	13.0	12.3	11.5	10.9	10.7	10.7
生産年齢人口 (15～64 歳)	70,932	68,792	66,630	62,033	58,352	55,774	53,074	50,330	46,069
(総人口比)	61.9	60.7	59.4	56.7	55.0	54.6	54.2	53.7	51.6
老年人口 (65 歳以上)	26,242	28,378	30,164	33,226	34,685	34,623	34,222	33,359	33,638
(総人口比)	22.9	25.0	26.9	30.4	32.7	33.9	34.9	35.6	37.7



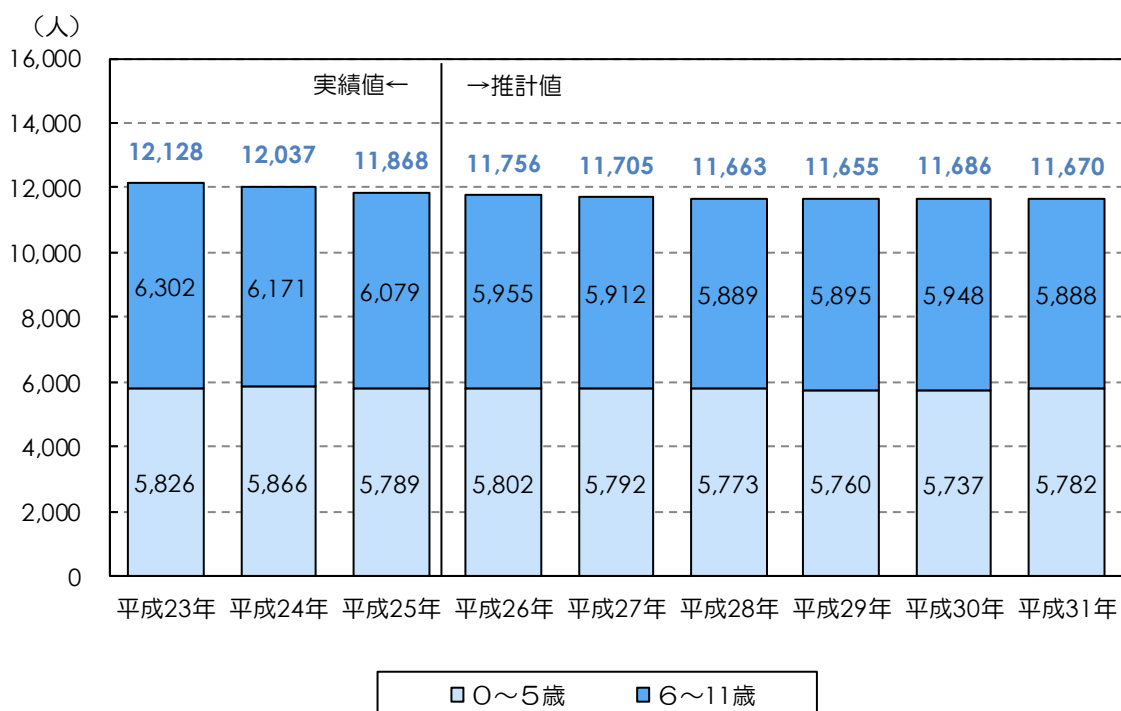
(2) 推計児童人口

推計児童人口は緩やかな減少傾向となっており、総人口に対する割合も同様に緩やかな減少傾向になると推計されます。

推計児童人口（比率）の推移

単位：人、％

区 分	実績			推計値					
	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
児童人口（0～11歳）	12,128	12,037	11,868	11,756	11,705	11,663	11,655	11,686	11,670
0～5歳	5,826	5,866	5,789	5,802	5,792	5,773	5,760	5,737	5,782
6～11歳	6,302	6,171	6,079	5,955	5,912	5,889	5,895	5,948	5,888



※ コーホート変化率法とは・・・

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

4 子育てに関する意識の現状 ～ ニーズ調査結果より ～

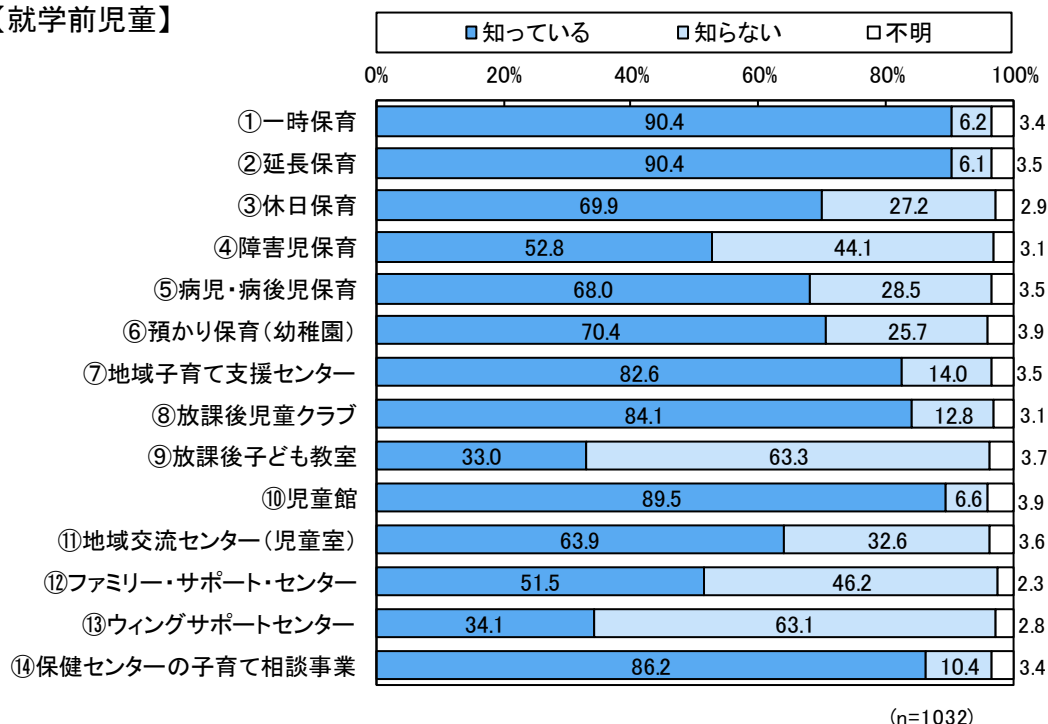
(1) 子育て支援事業の利用状況

① 子育て支援事業の認知度

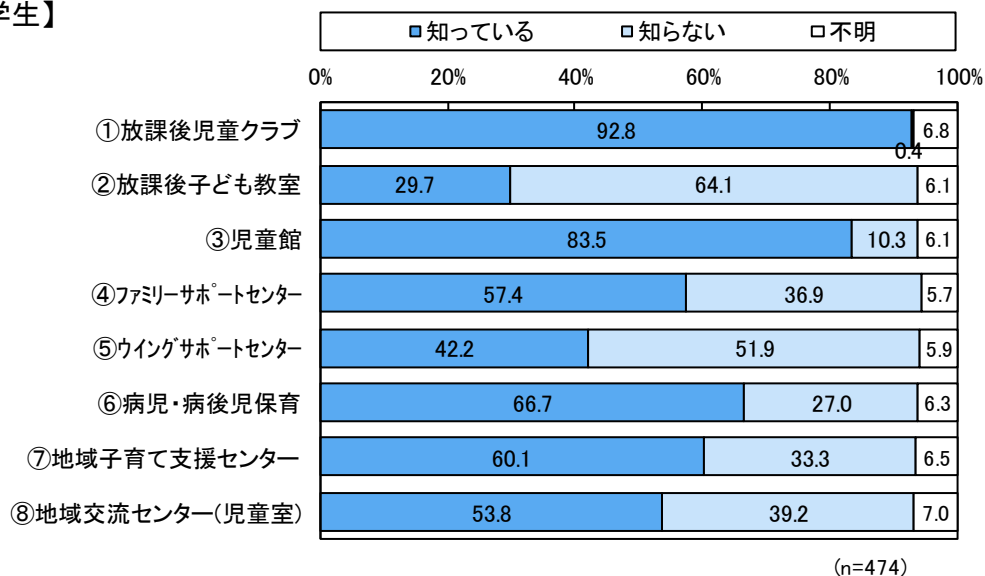
就学前児童の保護者がよく知っている子育て支援事業は、「一時保育」「延長保育」「児童館」などで、いずれも90%前後が「知っている」と回答しています。一方で、「放課後子ども教室」や「ウイングサポートセンター」を知っている人は3割程度にとどまっています。

子育て支援事業の認知度

【就学前児童】



【小学生】



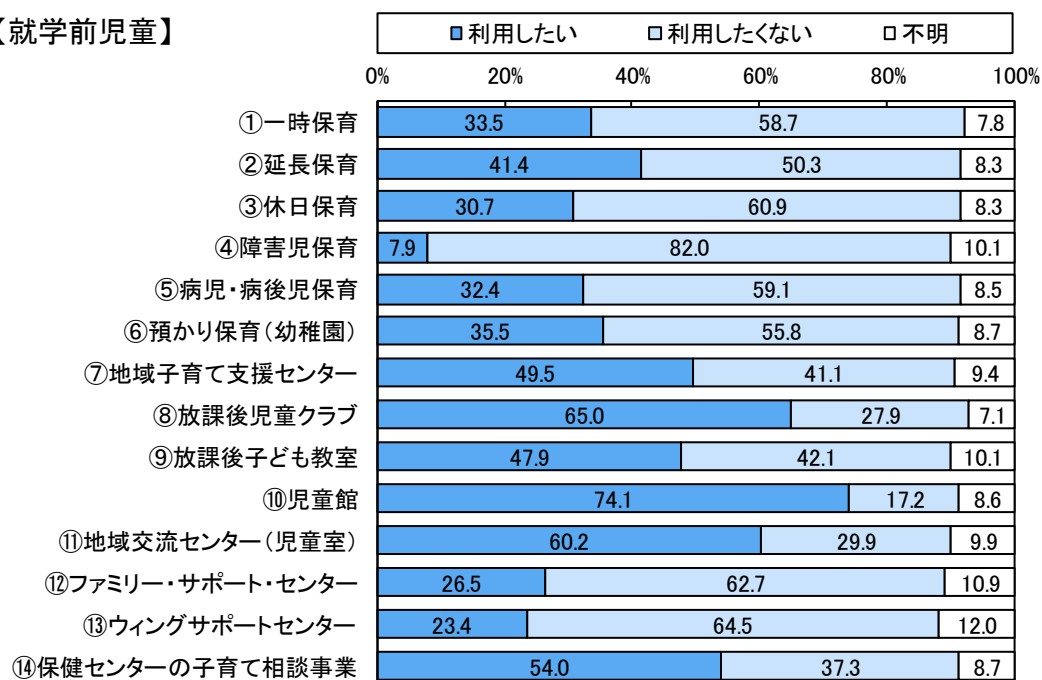
② 子育て支援事業の今後の利用意向

就学前児童の保護者が「今後利用したい」という回答がもっとも多かったのは「児童館」で74.1%でした。「放課後児童クラブ」「地域交流センター（児童室）」「保健センターの子育て相談事業」も「今後利用したい」という回答が半数を超えています。

小学生の保護者でも「児童館」が44.5%で最も「今後利用したい」という回答が多く、「放課後児童クラブ」「地域交流センター（児童室）」も3割以上が「今後利用したい」と回答しています。

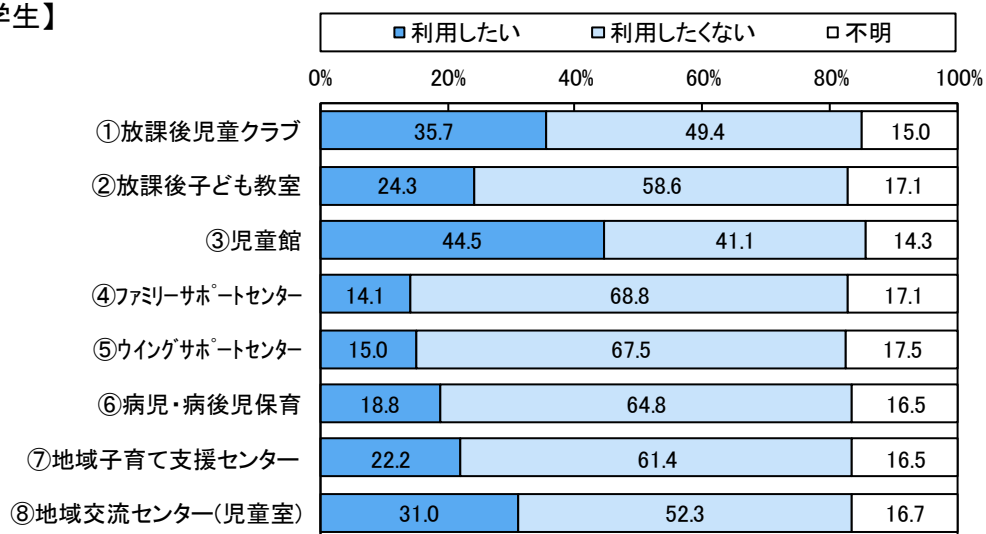
子育て支援事業の今後の利用意向

【就学前児童】



(n=1032)

【小学生】



(n=474)

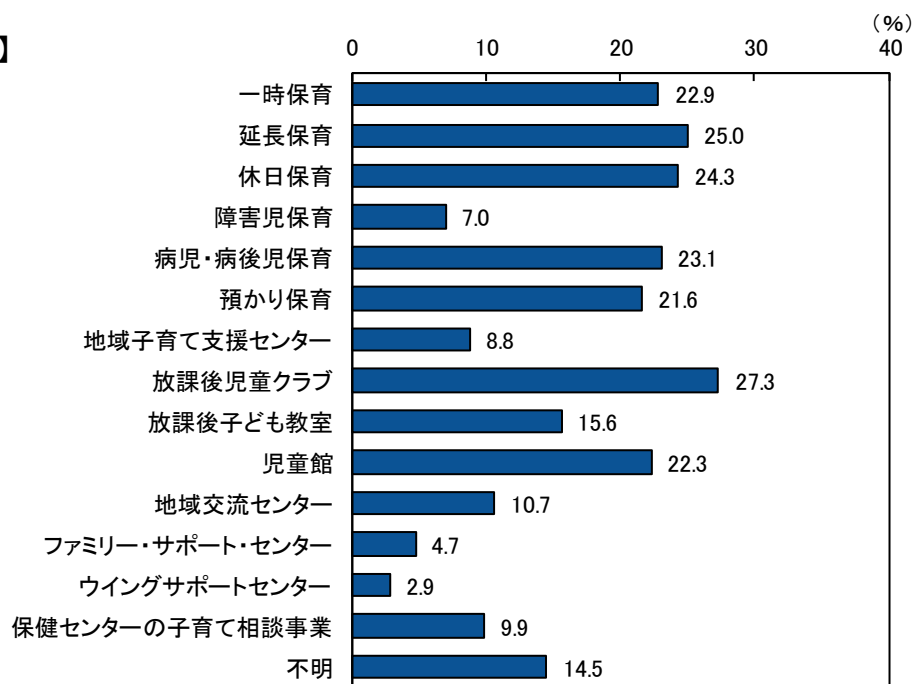
③ 子育て支援事業の拡充について

もっと拡充（増設）してほしい事業としては、就学前児童の保護者も小学生の保護者も「放課後児童クラブ」という回答が最も多くなっています。

就学前児童の保護者では、「延長保育」「休日保育」「病児・病後児保育」「一時保育」といった各種保育事業の拡充を望む人が、それぞれ 20%を超えています。

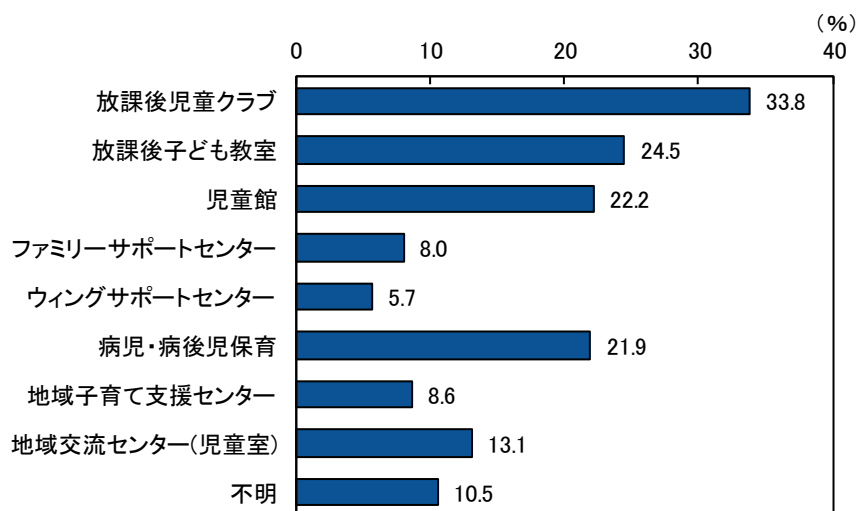
拡充してほしい子育て支援事業

【就学前児童】



(n=1032, MA)

【小学生】



(n=474, MA)

(2) 休日の定期的な教育・保育事業や放課後児童クラブの利用希望について

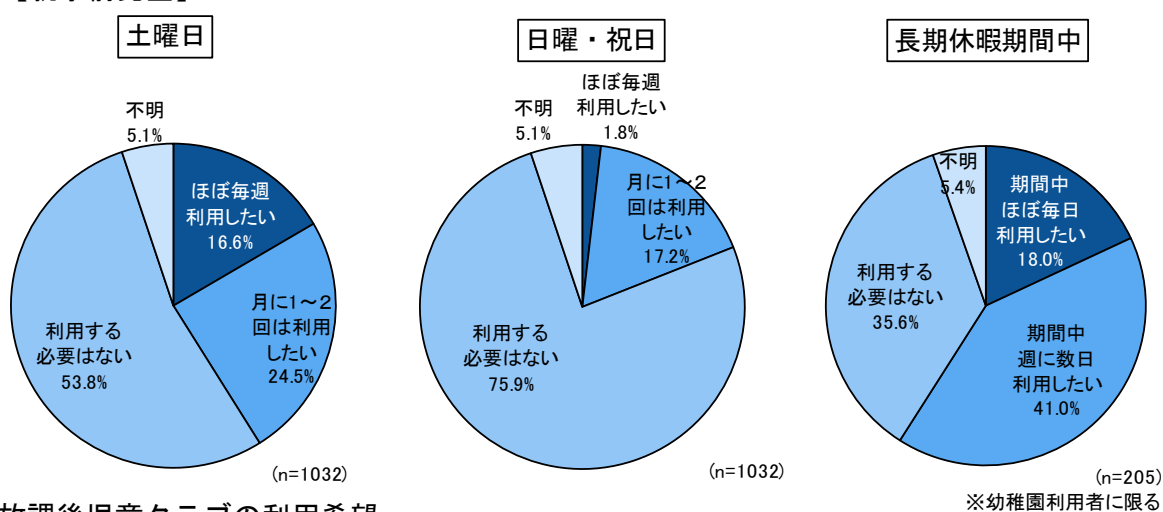
① 定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日や日曜・祝日に、定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所、認可外保育施設など）を利用したいという声は少なくありません。日曜・祝日では「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせて20%弱ですが、土曜日では40%を超えます。

また、幼稚園利用者において、夏休みなどの長期休暇期間中に利用を希望する人は、「期間中ほぼ毎日利用したい」と「期間中週に数日利用したい」を合わせると、60%近くにのびります。

休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

【就学前児童】



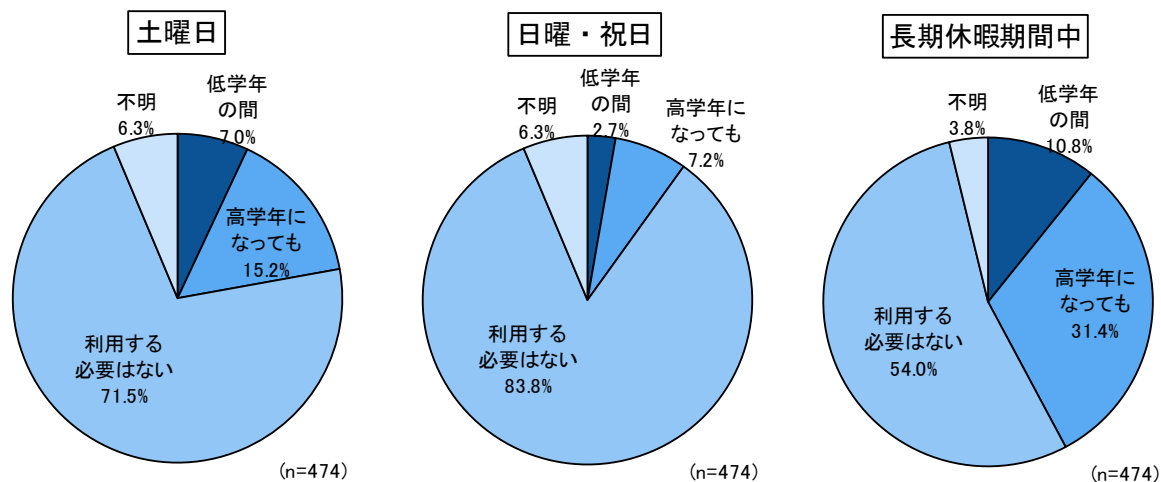
② 放課後児童クラブの利用希望

土曜日に放課後児童クラブを「低学年の間」または「高学年になっても」利用したいという人は、小学生の保護者の2割強です。日曜・祝日では「低学年の間」「高学年になっても」を合わせて約1割です。

夏休みなどの長期休暇期間中については、「低学年の間」が10.8%、「高学年になっても」が31.4%で、4割以上の人利用を希望しています。

休日の放課後児童クラブの利用希望

【小学生】



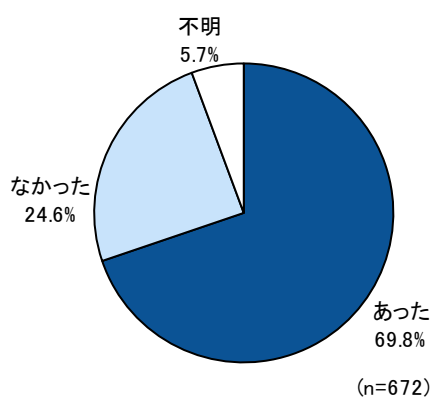
(3) 病気の際の対応について

①病気やけがで定期的な教育・保育事業を利用できなかったり学校を休んだりしたことの有無
就学前児童で 69.8%、小学生で 64.6%が、病気やけがのため教育・保育事業を利用できなかったり、学校を休んだりしたことが「あった」と回答しています。

その際に、病児・病後児のための保育施設等を「利用したかった」という回答は、就学前児童で 21.8%、小学生で 13.5%とあまり多くありません。多くは「親が仕事を休んで対応」しています。

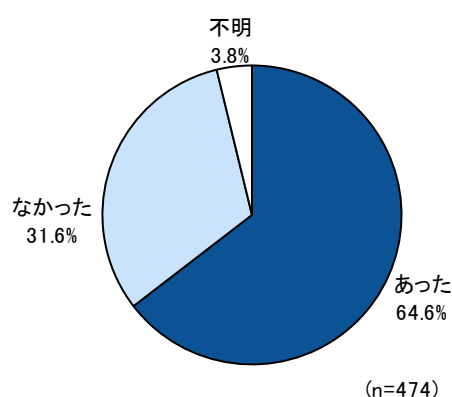
定期的な教育・保育事業を利用できなかったこと

【就学前児童】



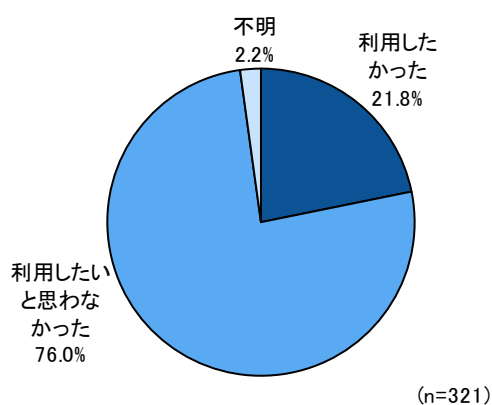
学校を休んだこと

【小学生】

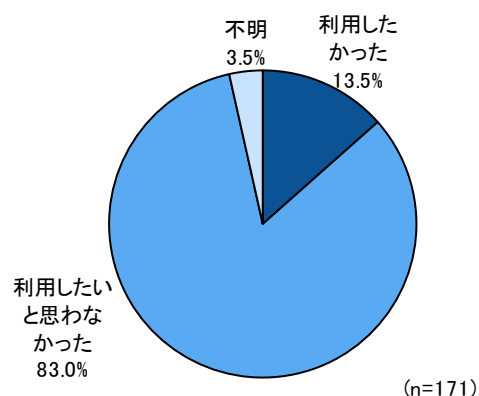


病児・病後児のための保育施設等の利用希望

【就学前児童】



【小学生】



(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

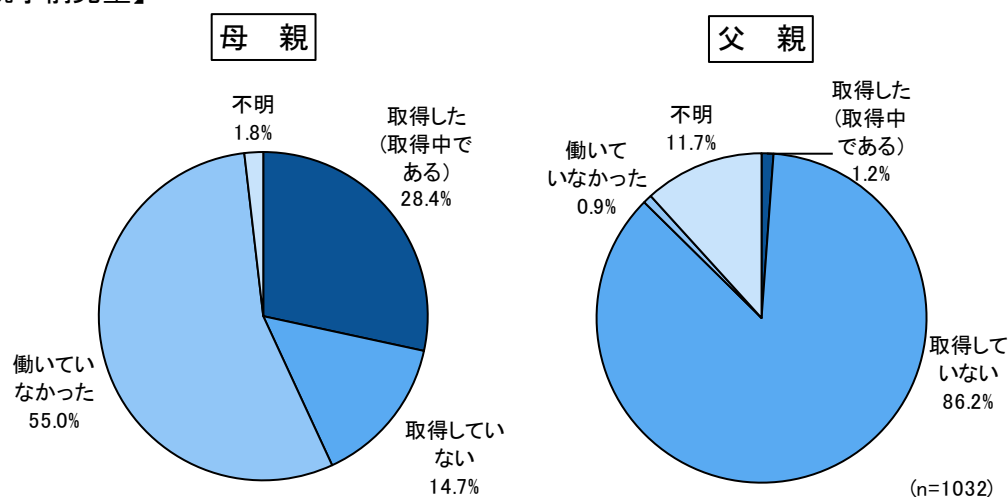
① 育児休業の取得状況

小学生の母親が「育児休業を取得した」割合は22.4%であるのに対し、就学前児童の母親が「育児休業を取得した（取得中である）」割合は28.4%で、育児休業の取得が徐々にすすんでいるものと思われます。しかし、一方で「取得していない」人も14.7%おり、そのうち約4割は「子育てや家事に専念するため退職した」と回答しています。

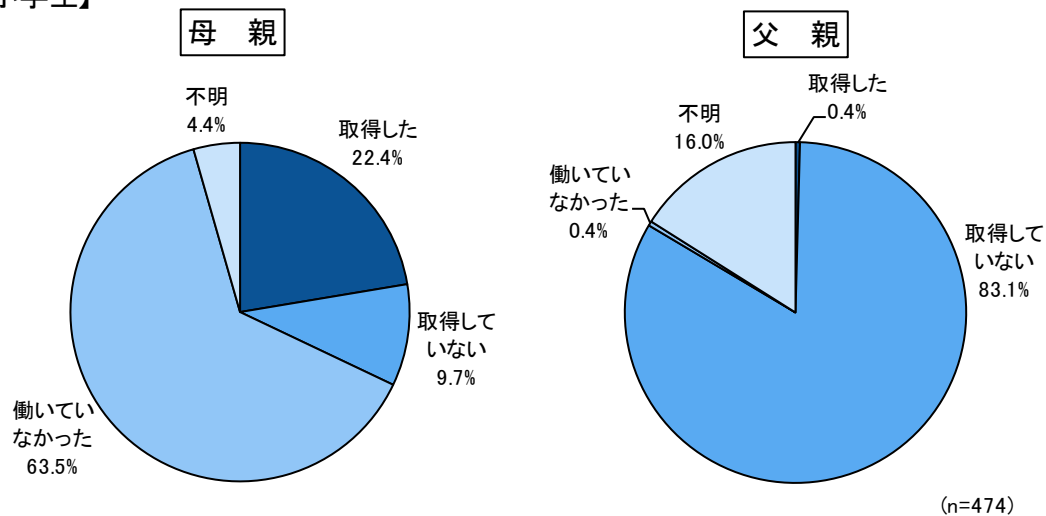
父親に関しては、就学前児童でも小学生でも1%前後とごくわずかな取得率にとどまっています。

育児休業の取得状況

【就学前児童】

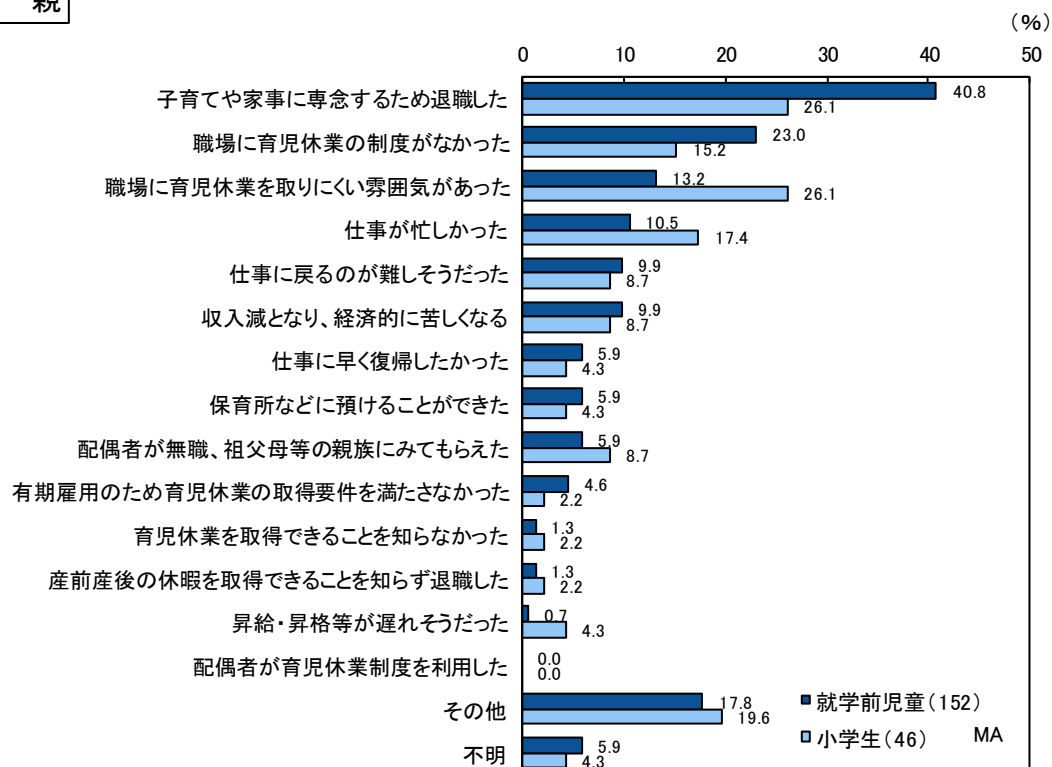


【小学生】

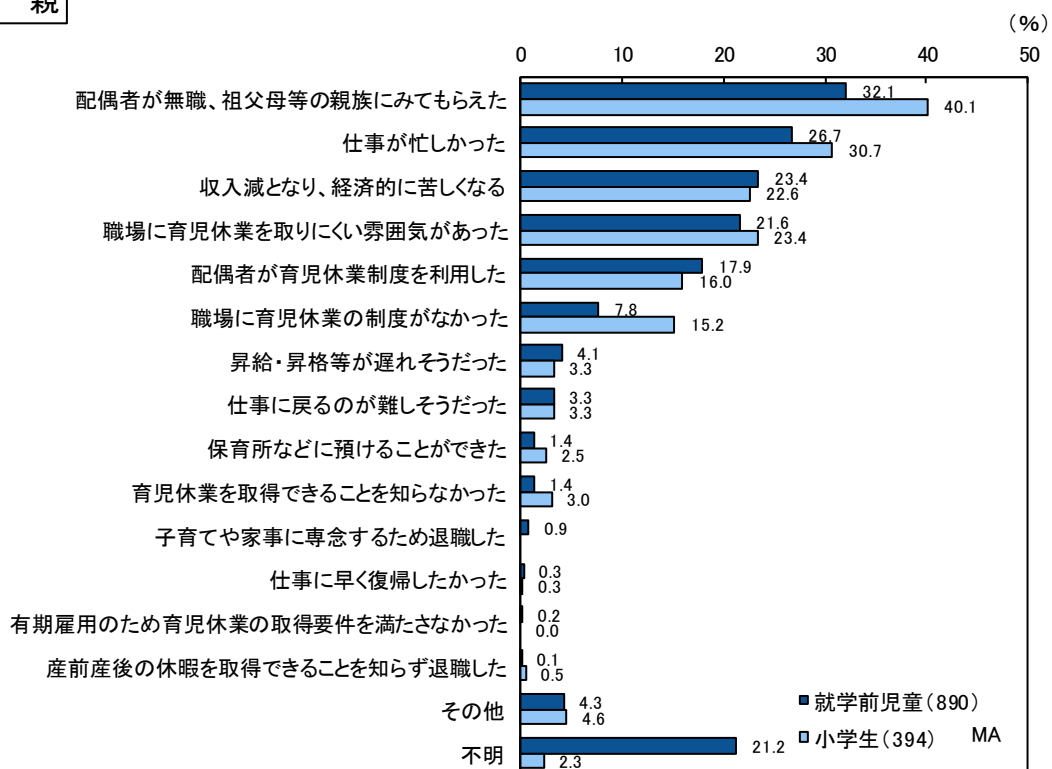


育児休業を取得しなかった理由

母 親



父 親

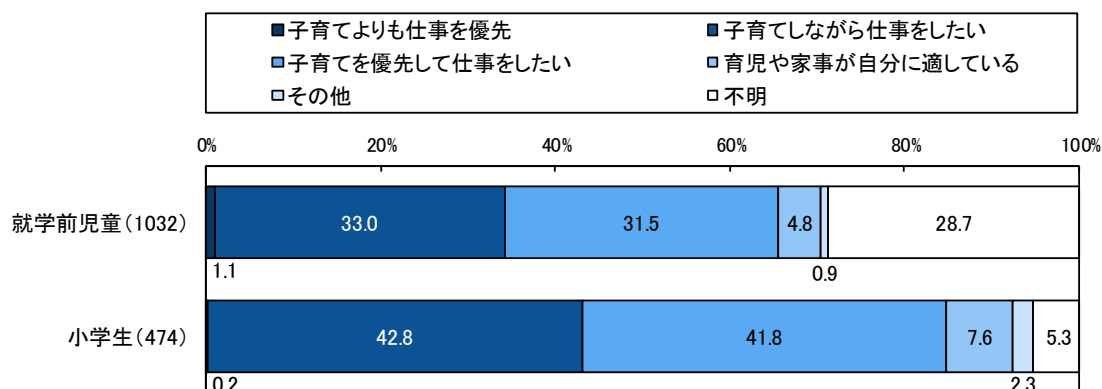


② 子育てと仕事の優先度

就学前児童の保護者では、「子育てしながら仕事をしたい」と「子育てを優先して仕事をしたい」という回答が、それぞれ3割強あります。

小学生の保護者は、「子育てしながら仕事をしたい」と「子育てを優先して仕事をしたい」という回答がそれぞれ4割強ありますが、就学前児童の保護者同様、両回答の割合が同程度となっています。

子育てと仕事の優先度

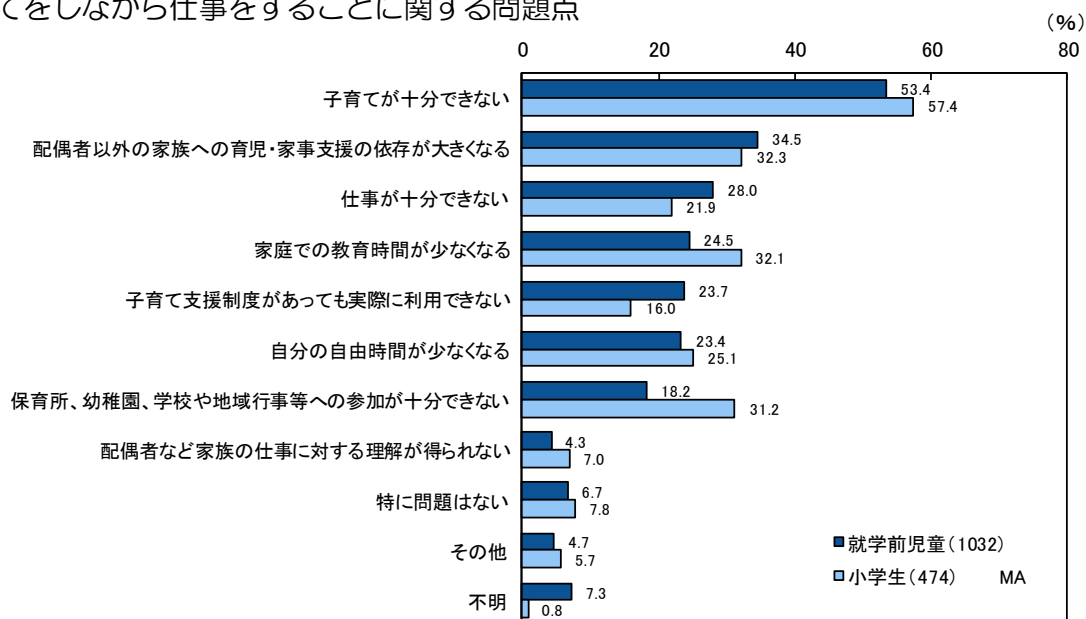


③ 子育てをしながら仕事をするに関する問題点

就学前児童の保護者も、小学生の保護者も、「子育てが十分できない」ことを問題と考える人が半数を超え、最も多くなっています。次いで「配偶者以外の家族への育児・家事支援の依存が大きくなる」という回答が多く、それぞれ30%を超えています。

就学前児童の保護者の回答では「仕事が十分できない」、「子育て支援制度があっても実際に利用できない」といった項目で、小学生の保護者以上に問題と考える割合が高くなっています。年少の子どもがいる家庭ほど、支援制度が十分利用できず、仕事に支障をきたす場面が多いものと思われます。

子育てをしながら仕事をするに関する問題点



第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

次世代育成計画では、新市建設計画にある「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に沿った「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」という将来像を設定し、次代を担う子どもをはじめ、すべての市民が心豊かに夢を持って子育て・子育てをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちとなるような施策を進めてきました。

しかしながら、子ども・子育てをめぐる環境は依然として厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくなく、子どもを生み育てたいという個人の希望がかなうようにするために、社会全体で支援することが強く求められています。また、幼児期の教育及び保育は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期の子どもに対する教育および保育ならびに保護者に対する子育て支援も必要となっています。

こうしたことから、「西条市子ども・子育て支援事業計画」では、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会全体が保護者に寄り添い、互いに協力して子育て支援に取り組むとともに、子どもの最善の利益が実現されることを目指します。本計画では、前計画との連続性並びに整合性を維持しながら、前計画における将来の姿を継承します。

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

2 計画の基本理念

1 子どもの人権の尊重

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの育ちの過程に応じた支援を行います。

2 すべての子どもと子育て家庭の支援

「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」との基本認識を念頭に、就労状況や性別などによりさまざまに状況が異なる保護者に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。

3 地域社会全体での子育て支援

子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

3 計画の基本目標

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の7つの基本目標を設定し、それらを7つの柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の変化のなかで、多様化する子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、教育・保育環境の整備を図ります。

現行の保育サービスの見直し・充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支え合うため、地域住民による自主的な活動の輪を広げ、ネットワークの形成を推進します。

基本目標2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

さらに、一人ひとりに合わせたきめ細かな保健サービスの提供とともに、必要な時に適切な医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図り、保健・医療の連携を強化します。

基本目標3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備

次代の親を育成する観点から、子どもや家庭をもつことの意義や重要性について理解を深めるため、子どもの発達段階に応じ適切な子育てができるよう、親子のきずなを深める体験・交流活動などの機会の充実を図ります。

また、幼少時からの食生活・生活習慣や、思春期における性感染症や薬物使用などに関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもを含めた市民に対する保健予防を推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保

子どもが安心して過ごせる、また子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

また、子どもをはじめ、地域の人すべてが安全に、かつ安心して外出し、様々な社会活動に参加できるよう、道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育てしやすい就労環境を促進するため、育児休業などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女がともに子育ての楽しさと難しさを共有することができる就労環境の整備に努めます。

基本目標6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

障害のある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉、医療、教育等の各分野が一体となり、社会全体として障害のある子どもたちの自立を生涯にわたって支援する体制づくりを図ります。

家庭・地域・学校など様々な場面において、子どもの権利に対する理解を深め、児童虐待の防止等に努めるとともに、子どもの人権が侵害されないよう、適切な対応を図る相談支援体制など対策の充実を図ります。

基本目標7 経済的な支援の推進

子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多岐にわたり、子育てに関する経済支援はニーズの高い分野です。特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より多くの支援を必要としています。日常生活全般における精神的・経済的負担の軽減を図るため、子育て家庭が経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。



第4章 施策の展開

基本理念

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

基本目標

1 幼児期の教育・保育の充実

2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備

4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保

5 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

7 経済的な支援の推進

推進施策

1-1 学校教育・保育の充実

1-2 地域子育て支援サービスの充実

1-3 保育サービスの充実

1-4 保育所における質の向上

1-5 子育て支援のネットワークづくり

2-1 子どもや母親の健康の確保

2-2 母子保健と児童福祉の相互協力

2-3 小児医療の充実

3-1 子どもの生きる力を育む教育環境の整備

3-2 家庭や地域の教育力の向上

3-3 思春期保護対策の充実

3-4 児童の健全育成活動の推進

3-5 「食育」の推進

4-1 安心して外出できる快適な環境の整備

4-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

5-1 子育てと仕事の両立のための取組の推進

6-1 児童虐待防止対策の充実

6-2 ひとり親家庭等への子育て支援の推進

6-3 障害児事業の充実

6-4 発達支援の取組

7-1 経済的な支援の充実

基本目標 1 幼児期の教育・保育の充実

◆◇具体的施策◇◆

【1-1】学校教育・保育の充実

■ 幼稚園

＜学校教育課＞

幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。

■ 保育所

＜女性児童福祉課＞

保育を必要とする子どもを受け入れ、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、保育所の整備を推進するなど、必要な定員の確保に努めます。

■ 認定こども園

＜女性児童福祉課＞

就学前の子どもに対して教育・保育、子育て支援等を総合的に提供する「認定こども園」の設置の推進を支援し、必要な入所定員の確保に努めます。

■ 地域型保育事業

＜女性児童福祉課＞

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業については、地域や企業のニーズに応じ、事業計画に基づき整備を図ります。

【1-2】地域子育て支援サービスの充実

■ 地域子育て支援拠点事業の充実

＜女性児童福祉課＞

○ 地域子育て支援センターの推進

地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭の子育て不安等に関する相談指導や地域の保育資源の情報提供を行い、子育て家庭の不安や負担の軽減に努めるとともに、子育てサークル等の育成・支援を行い、子育て中の親を支援します。

また、保育園や幼稚園に入所していない親に対する支援も重要であると考えており、地域子育て支援センターを増設し、これまで以上に相談事業や情報提供を行うとともに、交流の場を提供していきます。

■ 放課後子ども総合プランの推進

＜社会教育課、女性児童福祉課＞

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に連携して実施します。

○ 放課後子ども教室推進事業

＜社会教育課、女性児童福祉課＞

小学校1～6年生までを対象に、学校の余裕教室や公民館を利用して、放課後や週末等に、PTAや地域のボランティアの方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動を行い、異年齢の児童や地域の住民との交流を通して、子どもたちがしっかり育つように地域ぐるみで取り組み、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。現在10教室で実施していますが、放課後児童クラブとの連携を図りながら、平成31年度には17教室での開設を目指すとともに、そのうち5教室を一体型として整備し、継続した事業の実施に取り組みます。

○ 放課後児童健全育成事業

＜社会教育課、女性児童福祉課＞

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業のある日については放課後から18時まで、学校休業日については7時30分から18時までの間、小学校の余裕教室、児童館等を利用して遊びと生活の場を提供します。

また、児童の健全な育成を図るため、研修等を実施し指導員の資質の向上を図ります。

■ ファミリー・サポート・センター事業

＜女性児童福祉課＞

育児の援助を行う人（サポート会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、お互いに助け合う組織で、保育所や児童クラブまでの送迎や保育所や児童クラブ閉所後の一時的な預かり等を行っています。

病児・病後児預かりや子育て支援ヘルパー派遣などの事業拡大を行うとともに、今後も事業のPRに努め、会員数の拡大を図ります。

■ 児童館管理運営事業

＜女性児童福祉課＞

子どもたちに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童の健全育成を支援するとともに、子育てに関する保護者の情報交換の場、地域児童福祉の拠点施設として、現在、西条児童館、西条西部児童館、東予西児童館、丹原児童館の4児童館を開設しています。

〔事業内容〕

1. 子どもたちの生活内容をより豊かにし、創造活動や、仲間で楽しく遊ぶ喜びを知る場になるように、児童の個別的・集団的指導を行います。
2. 遊びを通じて運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得などにより体力増進を図るとともに情緒を豊かにし、心身ともに健やかな子どもに育てます。
3. 児童を対象とした各種クラブ活動、母親を対象としたサークル活動や育児相談等を通じて、地域の子育てセンター的な役割を発揮し、子育て家庭の支援を行います。

児童館活動のさらなる充実と、児童の発達段階や状況に応じたきめ細かな児童館運営を実現していくため、児童厚生員のスキルアップを図るとともに、組織的な管理運営体制の充実を図ります。また、市内各地域間のバランスに配慮し、施設整備についても検討します。

■ 子育て・子育て等に関する啓発事業

＜女性児童福祉課＞

インターネットによる保育サービスや保育所の入所状況、子育て支援施策の現状等について、情報提供を行います。また、子育てハンドブックを作成し、子育て支援策に関する情報提供を行っています。

今後とも、子育て支援策について様々なメディアによる啓発に努めます。

■ 子育て支援託児事業

＜女性児童福祉課＞

「地域子育て」の環境づくり及び充実を図るため、公共施設等で実施される子育て支援事業の際に、保育サポーターによる託児体制を支援します。

■ 読み聞かせ事業

＜図書館＞

乳幼児からの読書支援事業の一環として、地域の読み聞かせボランティアによる乳幼児から小学生低学年を対象にした絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等の実演による「おはなし会」を定期的に実施しています。

■ 利用者支援事業

＜女性児童福祉課＞

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との調整を行うなど利用者支援を図ります。

【1-3】保育サービスの充実

■ 通常保育

＜女性児童福祉課＞

公立 11 か所、私立 19 か所において、良好な保育環境を促進するため、保育施設の整備を促進するとともに、待機児童が出ないよう適切な定員数を定めます。

■ 延長保育

＜女性児童福祉課＞

保護者の就労時間、勤務時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童を対象に、11 時間の保育所開所後、1 時間の延長保育を実施しています。現在、市内 15 保育所で実施していますが、利用の要望が多いことから、今後、実施保育所を増やします。

■ 一時預かり事業

＜女性児童福祉課＞

保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童や、保護者の傷病や入院、育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、緊急または一時的に保育が必要となる児童を、保育所で一時的に保育しています。

利用が多いことから、今後の実施にあたっては、実施保育所を増やすとともに、専用の保育室、職員の確保に努めます。

■ 障害児保育

＜女性児童福祉課＞

保育に欠ける障害児で、保育所で行う保育になじむ者について、保育所に入所させ健常児とともに集団保育をすることにより、障害児の福祉の増進を図ります。

その際、障害児に対して個別に配置した加配保育士が個別の指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。

また、障害児保育に対する専門的な知識の研修等を実施し、保育士の質の向上を図ります。

■ 障害児交流保育

＜女性児童福祉課＞

保育所、幼稚園等に在籍していない小学校就学前の児童で、身体障害者手帳等の交付を受けた児童に対する療育の一環として、保育所の備えている施設機能を利用して障害児の福祉の増進及び発達支援を図るため、障害児交流保育を実施します。

■ 休日保育

＜女性児童福祉課＞

保護者の就労形態の多様化により、市内の保育園に入園している児童の休日における保育を実施します。

実施保育所以外からの利用希望があることから、該当保育所との連携を強化します。

■ 病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援サービス事業）

＜女性児童福祉課＞

現に保育所等に通所中の児童が病気又は病気の回復期であり、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難である児童を対象に、集団保育の困難な期間、一時的にその児童のサービスを行います。

また、保育所が医療機関と連携して実施する病児・病後児保育事業についても検討します。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

＜女性児童福祉課＞

保護者の疾病またはその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、保護を適切に行うことのできる施設（里親、児童養護施設等）において一定期間、養育・保護を行います。

■ 幼稚園における預かり保育

＜学校教育課＞

私立幼稚園において、働く女性の増加や就労形態の多様化等に対応するため、園児の保護者が就労、疾病、家族の介護等により園児の保育ができない場合に、正規の教育終了後や長期休みに教育、保育活動を行う事業である預かり保育を実施しており、今後も継続して実施します。

■ 保育所における低年齢児保育

＜女性児童福祉課＞

市内すべての保育所で、0歳児からの保育を実施しています。近年、低年齢児の入所者が増えていることから適切な保育ができるよう保育士を配置し、低年齢児保育の充実を図ります。

■ 広域入所の実施

＜女性児童福祉課＞

里帰り出産や勤務地などの理由により、他市の保育所へ、または、他市から市内保育所への入所を実施しています。

低年齢児については、市内児童の入所が困難な状況になりつつあるため、他市からの受け入れについても考慮します。

■ 保育所地域活動事業

＜女性児童福祉課＞

保育所が地域の人々と交流し、児童がしっかり育つように地域ぐるみで取り組む事業として、世代間交流等事業、異年齢児交流等事業及び育児講座、育児と仕事両立支援事業を、すべての公私立保育所で実施しており、今後とも継続して実施します。

■ 私立保育所施設整備補助

＜女性児童福祉課＞

国や助成団体の補助対象となる事業について、補助基準額の4分の3を限度として補助しています。今後も、私立保育所の整備計画を把握し、計画的に実施していきます。

■ 私立保育所遊具等整備補助

＜女性児童福祉課＞

市内の私立保育所に対して、日常児童の保育に使用する遊具等の整備に要する費用の一部を補助します。今後は、防災対策に資する備品等の整備に視点を換え、継続して実施します。

【1-4】 保育所における質の向上

■ 保育実践の改善・向上

＜女性児童福祉課＞

保育所では、養護及び教育を一体的に行うという保育の特性を生かしながら、常に保育の内容や方法を見直し、自己評価を基盤とした客観的な第三者評価を実施するなど、その改善・向上を図ることが必要です。

そこで、保育所での業務の効率化のために情報技術の活用を図ります。

また、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関と積極的な連携や協力を図り、保育所の改善・向上を目指します。

■ 子どもの健康及び安全の確保

＜女性児童福祉課＞

保育所では、子どもが健康で安全に生活できる場となる必要があります。

そこで、保育所では障害のある子をはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、地域の関係機関等との連携を図り、適切な保育が受けられるよう必要な支援を実施します。

また、要保護児童対策地域協議会やすこやか親子推進連絡会議など地域の関係機関等と積極的な連携や協力を図り、保育所が、健康で安全に生活できる場であるよう努めます。

■ 保育士等の資質・専門性の向上

＜女性児童福祉課＞

保育所では、保育士等が資質や保育の専門性を高め、質の高い人材を確保する必要があります。

そこで、国が体系化する予定の研修ガイドラインを参考にして、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用するなど、研修体制の充実を図ります。

■ 保育を支える基盤の強化

＜女性児童福祉課＞

保育所において、保育の改善・向上や子どもの健康・安全の確保、保育士の質の向上を図るなどの取組を支えるため、保育所の保育環境の改善・充実を図ります。

例えば、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や地域において子育て支援にかかわる人材を活用して様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整を行います。

【1-5】子育て支援のネットワークづくり

■ 子育てハンドブックによる情報提供

＜女性児童福祉課＞

子育て支援策の実践事例集として、また子育てをされている方やこれから子育てをされる方の情報誌として、保健・医療、福祉、教育などの各種施策の紹介、また各種相談窓口、保育所や児童館等の施設、子育てマップなど出産や子育てに関する最新情報を掲載している子育てハンドブックを毎年、更新作成しています。母子手帳交付時や転入手続時等に配布するとともに、公民館や支所等の窓口などの公共施設に設置しています。

年1回の発行では、最新情報になっていない施策があることから、内容に変更のある施策については、情報の提供方法を工夫していきます。

■ 保育サービスネットワーク連絡調整会議

＜女性児童福祉課＞

保育サービスに関する市民ニーズについて、即時に、支障なく対応できるシステムを構築し、並びに当該システムの効率的な活用を図るため、平成17年度に、愛媛県子育て支援担当部署、西条市子育て支援担当部署、地域子育て支援センター、保育所、病後児保育実施機関、ファミリー・サポート・センターによる「西条市保育サービスネットワーク連絡調整会議」が設置されました。

今後は、他の関係機関とも連携を推進していくとともに、コーディネーター的な組織（人）の整備を推進し、保育サービスの充実を図ります。

基本目標 2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

◆◇具体的施策◇◆

【2-1】子どもや母親の健康の確保

■ 母子保健推進体制（すこやか親子推進連絡会議）

＜健康医療推進課＞

すべての親と子の健康や生活環境の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育等関係機関が相互に連携し、ネットワークの構築を行い、地域支援体制づくりに努めます。

■ 妊婦健診

＜健康医療推進課＞

妊婦の健康管理に役立てるよう、母子手帳交付時に受診票 14 枚を発行し、県内委託医療機関等において個別健診を実施しています。

今後も、母子手帳交付時・両親学級等において健診の受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。

■ 乳児健診

＜健康医療推進課＞

育児のしおり交付時に受診票 2 枚を発行し、県内委託医療機関で個別健診を実施しています。

今後も、育児のしおり交付時や 3 か月児健診や各相談等を利用して受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。

■ 3 か月児健診

＜健康医療推進課＞

生後 3 か月～4 か月の乳児を対象に、集団健診で問診、身体測定、健康教育（離乳食等）、内科診察、保健指導およびブックスタート（図書館の職員による絵本の読み聞かせの指導）を実施するとともに、希望者には栄養相談を行っています。

今後も、育児のしおり交付時や赤ちゃん訪問時に 3 か月児健診について説明し、広報やホームページで健診日を周知するとともに、未受診児には電話連絡により、受診を働きかけ、受診率向上に努めます。

■ 1 歳 6 か月児健診

＜健康医療推進課＞

1 歳 6 か月～2 歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体計測、健康教育（歯科衛生士・保育士等）、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、心理相談を行っています。また、経過観察児については、電話連絡や訪問等によりフォローを行っています。

今後も、広報、健診カレンダー等により日程等の周知を図るとともに、未受診児に対しては該当月の 2 か月後にアンケートを郵送するなどして受診勧奨を行い、健診の受診率向上に努めます。

■ 3 歳児健診

＜健康医療推進課＞

満3歳～4歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体測定、健康教育（歯科衛生士・保育士等）、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、心理相談を行っています。また、経過観察児については、電話連絡や訪問等によりフォローを行っています。

今後も、広報、健診カレンダー等により日程等の周知を図るとともに、未受診児に対しては該当月の2か月後にアンケートを郵送するなどして受診勧奨を行い、健診の受診率向上に努めます。

■ 5 歳児相談事業

＜健康医療推進課＞

5歳0か月児を対象に、保護者及び保育園・幼稚園とともに心身の発達に関するアンケートを行い、必要に応じて個別相談を実施します。

支援の必要な子どもについては、保護者の気づきを促し、就学までに一定の対応期間を確保し、関係機関と認識の共有をしたうえで円滑な就学に繋ぐ体制を整えます。

■ 乳幼児相談

＜健康医療推進課＞

希望者や健診未受診児、経過観察児を対象に、身体測定や生活・子育て・栄養に関する個別相談を行っています。

今後も、乳幼児の健やかな育ちを支援するとともに、子育てに関わる親の不安や悩みの軽減に努めます。

■ 子育て総合相談窓口事業（ぽかぽか広場）

＜健康医療推進課＞

特に育児不安の大きい産前産後における育児相談の充実を図るため、個別相談を実施しています。また、親子の遊びの場を提供することで、その中で情報交換や仲間との交流を促進し、楽しく子育てができるような環境を整備しています。

来所者の半数以上が個別相談を受けており、来所者同士の情報交換や交流の場となっていることから、今後も継続して育児不安の解消に努め、子どもの健やかな育ちを支援します。

■ 新米パパママ学級

＜健康医療推進課＞

初妊婦（第2回目には父親も参加）を対象に、中央保健センター・東予保健センターにて各4回コースで、栄養士による講話・調理実習、妊娠中の過ごし方や妊婦体験、お風呂の入れ方（沐浴実習）、お産の経過・産後の生活・育児についての講座、先輩ママとの交流、歯科衛生士による染め出し・ブラッシング指導などを行っています。

今後も継続して実施し、妊婦及びその配偶者に育児や分娩に関する適切な情報の提供と助言を行います。

■ 育児支援事業

＜健康医療推進課＞

乳幼児健診での経過観察児や関係機関からの紹介で、発達等における支援及び経過観察が必要な幼児とその保護者を対象に、教室の遊びや活動を通して、生活面及び療育面に関して指導や助言を行うことにより、幼児の健やかな成長発達を支援する目的で実施しています。

教室に参加する保護者に対して、情報の提供、保健活動の周知、心理的支援、地域での保健・医療・福祉の連携体制をつくる必要があると考えられることから、今後も関係機関と連携を図りながら支援します。

■ 乳幼児発達相談事業

＜健康医療推進課＞

乳幼児健診において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。

今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。また、幼稚園・保育園に通園している子どもについては園との情報交換や連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを支援します。

■ こんにちは赤ちゃん事業

＜健康医療推進課＞

乳児がいる家庭を保健師・看護師等が訪問し、子育ての孤立を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

■ 家庭訪問指導事業

＜健康医療推進課＞

妊婦・産婦・新生児等で家庭訪問を希望する方や、乳幼児健診受診後経過観察及び未受診児への訪問指導を行い、支援に努めます。

■ 特定不妊治療助成事業

＜健康医療推進課＞

少子化対策の一環として、県が行っている助成金に加えて特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた方に対して5万円を上限として助成することにより、経済的負担の軽減を図り、望まれる妊娠・出産と子どもの健やかな成長を支援しています。

■ 妊婦歯科健診

＜健康医療推進課＞

妊娠届出時に受診票を発行し、市内委託医療機関で歯科健診を実施しています。

歯周疾患は早産、低体重児出産を引き起こす要因となることから、今後も継続して実施し、妊娠中や出産後も健康意識とともに予防行動がとれるよう支援します。

■ 予防接種事業

＜健康医療推進課＞

予防接種は、近年、ヒブ・水痘など法定接種が増加傾向にあるため、市民への周知と理解に努めるとともに早期に接種しやすい体制づくりを進め、精力的に接種勧奨を実施しています。

【2-2】母子保健と児童福祉の相互協力

■ 保育サービスと母子保健との連携

＜健康医療推進課、女性児童福祉課＞

母子保健に関わるスタッフと地域子育て支援センターのスタッフ等が連携し、身近な地域において家庭を見守る体制づくりを考えます。

また、子育て支援サービスや保育サービスと母子保健をつなぎ、点在化している資源を面的に整備し、ネットワーク化を図ります。

【2-3】小児医療の充実

■ 小児医療体制の充実

＜健康医療推進課＞

子どもの病気は急性疾患が多く病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して診療が受けられる診療体制の確保が重要であり、今後も、小児医療体制のより一層の充実に努めます。

基本目標 3 子どもの心身の健全な成長に資する子育て環境の整備

◆◇具体的施策◇◆

【3-1】子どもの生きる力を育む教育環境の整備

■ 「確かな学力」と「豊かな心」の育成

＜学校教育課＞

児童生徒一人一人の心豊かにたくましく生きる力を確実に育成するために、「学びあい学習」の推進や※ICTの利活用なども図りつつ、協働型・双方向型の学びと家庭学習の充実を通して、基礎的な知識・技能の確実な定着や課題を解決していく力を育てます。また、道徳教育や様々な体験活動を通して、豊かな心を育み、体力づくりや食育の推進を図り、たくましい体を育てます。

※ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）

■ 様々な教育の推進

＜学校教育課＞

幼稚園から小学校、中学校、高等学校で学ぶ子どもたちが、基礎・基本の習得に加え、主体性や創造性を発揮し、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができるよう、道徳教育、情操教育、コミュニケーション教育、福祉教育、防災教育、人権・同和教育、環境教育、情報教育、体験活動、学校図書館教育、食育、体力づくり、国際理解教育を推進します。

■ 特別支援教育（障害児教育）の推進

＜学校教育課＞

子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの教育的ニーズに対応することができるきめ細やかな教育的支援ができるよう、就学相談の充実など特別支援教育の体制づくりを推進します。

また、市内小中学校の特別支援学級合同による野外活動を実施し、児童生徒の交流を図るとともに生活自立・機能訓練を推進します。

■ 防災教育（１２歳教育）の推進

＜学校教育課＞

防災を切り口として広く社会に目を向けさせ、防災に関する知識・技能、より確かな社会性を身につけることを目的に防災教育事業を推進します。

また、子ども防災サミットや防災キャンプなど、各学校の防災への取組等を報告したり、意見交換を行う中で、一人ひとりの判断力・思考力、より実践的な防災力を身につけさせるための各種体験学習を推進します。

■ 学校評議員活動の充実

＜学校教育課＞

地域、家庭、学校との連携・協力を促し、信頼される学校づくりを進めるため、学校評議員制度の活用を図ります。

■ 学校施設の整備（小中学校校舎等耐震改修事業）

＜教育総務課＞

小中学校の校舎等で昭和 56 年以前に旧耐震基準で建てられた建物について、耐震化の必要な建物を対象に、S R F 工法による耐震改修工事を実施しており、今後も安心・安全な校舎となるよう耐震改修工事を進めていきます。

■ 幼児教育の推進

＜学校教育課＞

幼児教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っています。また、学校教育の始まりとして幼児教育をとらえれば、幼児教育は、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな心」、たくましく生きるための「健康・体力」から成る「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。

そこで、これらの幼児期の特性を踏まえ、幼稚園と小学校との連携を充実し、よりよい教育環境の整備・充実に図り、豊かな心情や思考力の芽生え、健全な心身の基礎を培うとともに、人とのかかわる力を養う幼児教育を推進します。

【3-2】家庭や地域の教育力の向上

■ ブックスタート事業の推進

＜図書館＞

毎月実施している乳幼児の健康診断のうち、3 か月児健診の時に併せて、保護者と赤ちゃんに対し、絵本を贈呈するとともに、読み聞かせを行い、絵本の読み聞かせを介して、親子のふれあいのひとときを楽しむきっかけづくりと、絵本に親しむきっかけづくりの場を提供し、子どもたちの成長とよりよい親子関係の構築を支援します。

■ 子育て学習講座

＜社会教育課＞

各小中学校での就学前健診時や参観日等に講師を派遣し、家庭教育や思春期の子育て等に関する講座、相談を行うことで、家庭での教育力の向上を図っています。

今後も様々な機会を利用して、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

■ 家庭教育の推進

＜社会教育課＞

P T A大会に講師を派遣し、家庭教育に関する講演会を開催しています。

子育ての基本は家庭であるということを保護者の方に認識してもらうためには、家庭教育に関する講演会の開催は有効な方法であることから、今後も引き続き実施していきます。

■ 親子ふれあい交流体験事業

＜社会教育課＞

P T Aが各学校で開催する体験活動を通じて、父親の子育て参加のきっかけづくりやP T A活動の活性化を推進します。また、希薄となっている親子関係を修復するとともに、親の大切さを学び、家庭教育力のさらなる向上を図るため、積極的な事業の実施を推進します。

■ 通学合宿事業

＜社会教育課＞

家庭を離れ公民館に宿泊し、異年齢集団による共同生活を行い、体験活動を行うことにより、子どもたちの自立性や協調性の意識の向上を図ります。また、運営に携わる地域の大人たちにも、教育の大切さや地域の子どもたちのすばらしさを感じていただき、地域教育力の向上を図ります。

■ スポーツ・レクリエーション活動の推進

＜スポーツ健康課＞

スポーツ・レクリエーション活動は、人と人・地域と地域の交流を促進し地域の一体感や活力を醸成するとともに、市民の心身の健康保持増進に重要な役割を果たします。そうした中、次代を担う子どもたちの健全育成と競技力向上を図るため、次世代育成支援スポーツ事業の取り組みをさらに進めるなど、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ楽しむことのできる多様なイベント等の開催に取り組みます。

■ 郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実

＜社会教育課、観光物産課＞

永納山城跡や市内各地における発掘調査、先人の顕彰事業、十河信二記念館や四国鉄道文化館、五百亀記念館の開館などにより、郷土の歴史や伝統文化、郷土の偉人の業績などを学び、ふれあう機会が拡充されてきており、今後も継続して充実を図ります。

【3-3】 思春期保健対策の充実

■ 思春期保健対策の推進

＜学校教育課＞

各学校において正しい知識の普及を図り、関係機関との連携による講演会等などの開催により、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識のより充実した普及を図ります。また、

心の問題についてはハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年育成センター等により対応します。

■ 次代の親づくりの推進

＜学校教育課＞

中学生の職場体験などで希望者による保育所、幼稚園での交流体験を実施し、勤労観や職業観の育成を図るとともに、子どもを生み育てることの意義や喜び、子どもや家庭の大切さを理解できるような教育、取組を推進します。

【3-4】児童の健全育成活動の推進

■ 青少年育成センター事業の推進

＜学校教育課＞

地域の青少年育成団体等の関係機関と連携・調整を行い、青少年の非行防止や教育相談を受け付けるとともに、情報資料の整備・啓発を図り、青少年の健全育成活動に取り組みます。

■ 家庭児童相談室事業

＜女性児童福祉課＞

「西条市家庭児童相談室設置要綱」により家庭児童相談員2名を配置し、家庭内における児童虐待、非行、児童の養育問題など、年間延べ約2,000件の様々な相談業務について、児童相談所や関係機関・団体と連携しながら幅広く対応しています。

相談件数は若干減少傾向にあるものの、児童や子育てを取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、家庭児童相談室の役割はますます重要になってきていることから、保育所、幼稚園、小中学校、その他要保護児童支援機関等と密接な連携を取り、相談業務の充実を図ります。

■ ハートなんでも相談員設置事業

＜学校教育課＞

市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行うハートなんでも相談員を設置しています。

今後も継続して、相談活動を行い、問題行動や不登校の未然防止並びに早期発見・解決に努めます。

■ スクールカウンセラー活用事業

＜学校教育課＞

市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する方をスクールカウンセラーとして配置し、教育相談体制の充実を図ります。

■ いじめ・不登校対策の充実

＜学校教育課＞

ハートなんでも相談員、青少年育成センターにおいて、いじめ・不登校等の悩みの相談を実施するとともに、適応指導教室により教育相談、不登校生への対応を実施しています。

今後も、関係機関との連携を深め、問題の早期発見・早期解決を図ります。

■ 青少年健全育成協議会の活動

＜学校教育課＞

西条市青少年健全育成協議会は、青少年の健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が相互に連携を深め、青少年を育てる諸活動を推進し、明るく住みよいまちづくりに努めます。

■ 愛護班連絡協議会の活動

＜社会教育課＞

西条市愛護班連絡協議会は、会員相互の連携を深めながら、関係組織と協力のもと、自分の子、他人の子のへだてなく、地域をあげて青少年の健全育成活動を推進します。

■ 西条市PTA連合会の活動

＜社会教育課＞

西条市PTA連合会は、会員の子育てに対する意識と教養の向上に努めるとともに、学校や家庭、地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の健全育成を推進し、「心豊かでたくましい西条っ子」の育成に努めます。

■ V Y S 活動支援事業

＜女性児童福祉課＞

「西条市V Y S 連合協議会」は、「花いっぱい運動」「清掃奉仕活動」「夏期研修会」「レクリエーション大会」「ソフトボール交流会」「クリスマス会」「もちつき大会」などの事業を実施し、青少年の健全育成に努めます。

【3-5】「食育」の推進

■ 食育の推進

＜健康医療推進課＞

平成22年3月に「西条市食育推進計画」を策定し、市民への周知とともに、地域、関係機関及び団体と連携し、食育を推進してきましたが、これまでの取り組みや課題をふまえ、「周知」から「実践」へと食育を推進していくために、平成27年3月に「第2次西条市食育推進計画」を策定しました。2次計画では特に「幼児・小、中学生の朝食を毎日食べる人の割合を増やすこと」を強力に推進し、子どもの頃から生涯にわたる健康づくりの基礎となる食習慣を確立させていきます。

■ 保育所における食育の推進

＜女性児童福祉課＞

保育所給食担当者へ、保育所内での食育について栄養士による指導を行っています。また、保護者に対しては、給食試食会で食育の話をを行うとともに、「給食だより」、「食育だより」を発行しており、今後も継続して食育の推進に努めます。

■ 学校教育における食育の推進

＜教育総務課＞

学校給食用の米は地元西条産米を使用し、学校給食週間（毎年1月24日～30日）には、市内郷土料理、地元食材を使用した献立を立てるなど、地元食材を使用した給食を通じて地産地消を推進し、安心して安全な給食を児童生徒に提供します。また、地元食材を使ったレシピ集、リーフレットを作成し、地元産食材の使用について啓発します。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保

【4-1】安心して外出できる快適な環境の整備

■ 児童遊園地等設置・管理運営事業の推進

＜都市計画整備課＞

子どもが安心して遊べるよう、市内約 180 か所の公園、児童遊園地等の安全で適切な維持管理に努めます。また、公園内の遊具等の良好な維持管理にも努めます。

■ 豊かな自然環境の保全と活用

＜環境衛生課＞

山・川・海と様々な自然が身近にあることを活かして、自然観察会、水と親しむ青空教室、カブトガニ探検隊などの、地域の自然に親しむことができる機会を設けています。

今後も様々な自然の姿を伝え、自然を大切にする気持ちを養っていけるよう継続します。

■ 公共施設への授乳室の設置

＜女性児童福祉課＞

子育て支援の一環として、乳幼児を連れた保護者が安心して公共施設を利用できるよう、授乳やおむつ替えのできる授乳室を設置しており、今後も快適な公共施設の利用に努めます。

■ 公営住宅への優先入居の促進

＜施設管理課＞

公営住宅において、母子世帯等の子育て世帯などが優先して入居できるよう、優先入居制度の促進に努めます。

【4-2】子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■ 児童生徒の安全確保の推進

＜学校教育課＞

児童生徒の安全確保を図るため、学校地域安全ボランティア活動、青少年補導委員による補導活動、通学路の安全対策を行うとともに、関係団体との連携を図り、体制の強化を推進します。

■ 防犯機器等の整備

＜学校教育課＞

学校の教室等への防犯機器を設置するとともに、防犯笛を入学する小学 1 年生に配布するなど、子どもの安全確保に努めます。

■ 交通安全教室の開催

＜学校教育課、女性児童福祉課＞

学校及び児童館や保育所において、交通安全教室を開催します。今後も警察等関係機関と連携し、児童・生徒の交通安全意識の醸成を図ります。

■ 警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実

＜学校教育課＞

各小中学校に設置された「児童生徒をまもり育てる協議会」による防犯活動の実施や、各

中学校区の代表委員による「西条市児童生徒をまもり育てる協議会」を開催し、情報交換を図っています。今後も関係機関との連携を図り、子どもを犯罪から守る体制を強化します。

■ 「まもるくんの家」設置事業の推進

＜学校教育課＞

子どもの登下校の際、危険を感じたとき逃げ込めるよう、商店、事業所、一般住宅等に協力を依頼し、「まもるくんの家」のステッカーを貼り、子どもの安全確保を図ります。

■ 防犯灯の整備促進

＜危機管理課＞

子どもたちなどの夕暮れ時や夜間の犯罪被害防止、歩行の安全確保を図るため、自治会等が設置、管理する防犯灯について設置費、器具取替費、維持費の一部を補助し、防犯灯の整備を促進します。

■ 防犯体制の充実

＜危機管理課＞

防犯活動や青色回転等を装着した車両によるパトロールを通じ、地域の見守りと非行防止に努めます。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

◆◇具体的施策◇◆

【5-1】子育てと仕事の両立のための取組の推進

■ 働き方の見直しについての意識啓発

＜総務課＞

ライフスタイルや価値観の変化に伴い、仕事と生活を両立できる働き方を望む人が増えています。しかし、社会には昔ながらの習慣や「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識も根強く残っているのが現状です。

仕事と、子育てをはじめとする家庭生活や地域活動との調和を図るためには、これまでの働き方を見直し、仕事も家事も男女が協力して、責任を分かち合うことが必要です。

関係機関と連携しながら、意識改革や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を行い、育児・介護休業制度や育児休業制度の取得促進、周知・普及に努めます。

■ 子育てしやすい職場環境づくりの推進

＜商工振興課＞

仕事と出産・育児が両立できる職場環境づくりに向けて、ポスターやパンフレットの掲示、ホームページ等を活用し、企業や市民に対して育児・介護休業制度などの広報・啓発活動を推進します。

子育て中の勤労者に対する福利厚生の実施について、企業等の主体的な取り組みを支援する国の各種助成金などの内容を紹介し、活用促進を図ります。

延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど、仕事をしながら子育てをしている方の多様な保育ニーズを把握し、保育所等における保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るとともに、近年、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れについても適切に対応します。

また、これらの保育サービスに関する市民ニーズについて、即時に、支障なく効率的に対応できるよう「西条市保育サービスネットワーク連絡調整会議」を活用し、関係する実施機関の間での連携を推進します。

さらに、子育て情報サイトの一層の充実を図り、企業や関係団体等も含めて、地域において実施している様々な子育て支援情報を提供します。

基本目標 6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

◆◇具体的施策◇◆

【6-1】児童虐待防止対策の充実

■ 要保護児童対策地域協議会

＜女性児童福祉課＞

虐待をはじめとする要保護児童の早期発見及び迅速かつ適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的として、平成17年8月1日、要保護児童支援機関及び団体等で構成される「西条市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

協議会の中に「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を設置しています。

代表者会議	協議会の活動状況の報告や家庭児童相談室の相談状況の報告を行い、それらに対する評価や情報交換等を行います。
実務者会議	要保護者の実態把握、支援を行っている事例の総合的な把握、要保護児童対策を推進していくための啓発活動の検討など、要保護児童対策のための具体的活動内容を行います。
個別ケース検討会議	要保護児童に直接関わりを持っている担当者や今後関わりを持つと思われる関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等の検討を行います。

深刻化する児童虐待問題に迅速的確に対応するため、家庭児童相談員など相談等を行う職員のスキルアップを図るとともに、相談体制の整備、関係機関との連携強化、協議会事務局機能の充実・強化を図ります。

【6-2】ひとり親家庭等への子育て支援の推進

■ 母子生活支援施設管理運営事業

＜女性児童福祉課＞

経済的な理由などで、日常生活に困っている母子家庭またはこれに準ずる事情のある母子等を入所させて保護し、母子支援員等による生活指導、就労支援、養育相談などを通じて母と子が安心して暮らせるよう支援しています。

今後とも、関係機関との連携を強化し、早期の自立に向けた支援を推進します。

■ 母子・父子自立支援員による自立支援

＜女性児童福祉課＞

母子・父子自立支援員を設置し、母子家庭等に対する相談・自立指導、職業能力の向上、求職活動支援を行います。また、平成19年度から、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を行っています。

今後とも引き続き相談・指導を行い、母子家庭等の自立を促進します。

■ 母子家庭等自立支援給付金（教育訓練、高等職業訓練）

＜女性児童福祉課＞

○ 自立支援教育訓練給付金事業

ホームヘルパー、医療事務など雇用保険制度の教育訓練給付制度のうち就職につながる市の指定する（厚生労働省指定）講座を受講した場合に、受講費用の20%を助成します。

○ 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの専門的な資格を取得するため、2年以上専門学校に通う場合に、修学期間の全期間（上限2年）の生活費を助成します。今後とも、制度の周知を図り、母子家庭等の自立を促進します。

■ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

＜女性児童福祉課＞

母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るため、子どもの修学、居宅の移転、就職するための技術の習得、事業の開始・継続や病気などで資金が必要なとき、資金を借りることができます。

母子家庭等が増えてきている状況の中で、貸付相談が増えてきており、特に子どもの修学資金や就学支度金についての貸付が多くみられます。今後とも、制度の周知を図り、母子家庭等の自立を促進します。

■ 母子家庭・父子家庭小口資金貸付事業

＜女性児童福祉課＞

母子家庭の母または父子家庭の父が、生活や病気のため小口の資金を緊急に必要とする時に、一時的に貸付をする制度です。

今後とも、広報等を活用し市民への周知徹底を図ります。

■ 児童扶養手当支給

＜女性児童福祉課＞

母子世帯・父子家庭等の生活の安定と、自立を促進することを目的に、父母の離婚、父や母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

■ ひとり親家庭等新入学児童祝金支給事業

＜女性児童福祉課＞

離婚や父又は母の死亡などで、母子世帯又は父子家庭となった市内の児童が小学校及び中学校に入学するとき、入学祝金（5,000 円）を支給します。

父又は母が養育しないで、父母以外の者（養育者）が子どもを養育する世帯にも支給します。

【6-3】障害児事業の充実

■ 特別児童扶養手当

＜社会福祉課＞

在宅の身体障害や知的・精神障害の児童を養育する父母等を支援するため、障害児と生計を同一とする父母又は養育者を対象に、児童が 20 歳に到達する月まで、手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 障害児福祉手当

＜社会福祉課＞

在宅の重度の身体障害や知的・精神障害で、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20 歳到達の月まで手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 障害児通所事業（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

＜社会福祉課＞

児童発達支援は、身体機能の発達の遅れやことばの遅れ等が懸念される学齢時前児童に対し、リハビリ訓練や療育訓練、集団遊戯等を実施することにより、障害の軽減や社会性の醸成を図ることを目的として実施しています。

放課後等デイサービスは、学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進することを目的として実施しています。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 地域生活支援事業

＜社会福祉課＞

市内の障害者福祉施設を利用し、保護者が社会的理由等により、一時的に介護できない場合（日中一時支援事業：身体障害児、知的障害児等を対象とした宿泊なしのショートステイ／東

予学園、星の里、ていずい）や特別支援学校、特別支援学級を利用する児童・生徒の放課後（タイムケアサービス事業／星の里、ていずい）の支援を行うものです。

今後については、地域性を考慮し、未実施の法人（施設）に対して、事業の開始に向けた協議を行い、事業の拡大を目指します。

■ 補装具費や日常生活用具の給付

＜社会福祉課＞

障害の軽減や日常生活の利便性を向上するため、義肢、車椅子、補聴器等の補装具を購入するための補装具費を給付するとともに、介護用ベッド、特殊マット、痰吸引機等の日常生活用具を給付します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当

＜社会福祉課＞

常時介護を要する在宅の65歳未満のねたきり等の重度障害者（児）を日夜献身的に介護されている方に対し、介護手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 障害者紙おむつ等の支給

＜社会福祉課＞

在宅の重度障害者（児）で6ヶ月以上寝たきりの状態で、常時、紙おむつ等を使用している方に対し、紙おむつを支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

【6-4】発達支援の取組

■ 乳幼児発達相談事業（再掲）

＜健康医療推進課＞

乳幼児健診において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。

今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。また、幼稚園・保育園に通園している子どもについては園との情報交換や連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを支援します。

■ 保育所・幼稚園での支援

＜女性児童福祉課、学校教育課＞

保育所や幼稚園への入所に際しては、保育士の加配や支援員の配置について考慮し、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画を作成し、支援の充実を図ります。

■ 小学校での支援

＜学校教育課＞

各小学校に配置している特別支援コーディネーターを中心に、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画、個別の支援計画を作成し、支援の充実を図ります。

■ 東部・西武ウイングサポートセンター

＜学校教育課＞

東部・西部ウイングサポートセンターでは、「自立し、心豊かにたくましく生きる西条っ子」の育成を目的に、特別な支援を要する子どもが、必要な支援を得ながら自立し、地域において豊かに生きていくことができるよう活動しています。

基本目標 7 経済的な支援の推進

◆◇具体的施策◇◆

【7-1】経済的な支援の充実

■ こども医療費助成

＜国保医療課＞

こどもの保護者がこどもに係る保険給付（乳幼児にあっては入院・外来とも、小・中学生にあっては入院及び歯科外来）につき一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を助成します。

■ ひとり親世帯等医療費助成

＜国保医療課＞

ひとり親世帯の児童及び配偶者のいない者・準ひとり親世帯の児童及び祖父若しくは祖母又は兄若しくは姉、父母のない児童が療養につき保険給付を受け、一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を家庭主等に助成します。

■ 幼稚園就園奨励事業

＜学校教育課＞

所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料（授業料）を軽減しており、今後も継続して実施します。

■ 奨学金貸付事業

＜学校教育課＞

○ 高校奨学金

保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により高校修学が困難な方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。

○ 大学奨学金

保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により大学修学が困難な4年制以上の大学の正規の修学期間に在学中の方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。

■ 就学援助事業

＜学校教育課＞

生活保護法に基づく教育扶助受給者に準ずる程度の経済的困窮世帯の児童及び生徒について、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、学用品費、給食費等の援助を行っており、今後も継続して実施します。

■ 特別児童扶養手当（再掲）

＜社会福祉課＞

在宅の身体障害や知的・精神障害の児童を養育する父母等を支援するため、障害児と生計を同一とする父母又は養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 障害児福祉手当（再掲）

＜社会福祉課＞

在宅の重度の身体障害や知的・精神障害で、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 出産育児一時金

＜国保医療課＞

西条市国民健康保険被保険者の出産に対し、1児あたり40万円（産科医療補償制度に加入している場合は、42万円）を世帯主に支給します。

■ 保育所保育料の軽減

＜女性児童福祉課＞

国基準の徴収基準額よりも、保育料を低く設定して、保護者の負担を軽減します。西条市では、第3子の保育料無料化等の軽減措置を、国よりも、早い時期から実施してきました。

今後も、引き続き事業を実施し、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

■ 児童手当支給

＜女性児童福祉課＞

子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会を構築するため、中学校修了前までの児童を養育している方に支給しています（所得制限あり）。

出生、転入者等については、担当課窓口と連携を密にし、手続きの案内を行い、児童手当の支給漏れを防ぎ、制度の徹底を図ります。



第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み

1 幼児期の教育・保育の充実

本計画は、平成27年度から始まる新たな子ども・子育て支援制度を推進するための事業計画です。

市が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援事業についてのニーズを区域ごとにきめ細かく把握し、それに対応する事業量を計画的に確保していくため、区域設定を行い、事業ごとの需給計画を定めます。

本制度では、幼児期の学校教育・保育を一体的に推進するため、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2つの給付制度を創設し、財政支援の仕組みを共通化します。そして、市が定める運営基準を満たして市の確認を受けた教育・保育施設（特定教育保育施設）と地域型保育事業に対して、その財政支援を保障しています。

施設・事業		本制度の財政支援
特定教育・保育施設	幼稚園（確認を受けた） 保育所 認定こども園	施設型給付
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	地域型保育給付
確認を受けない幼稚園		なし （私学助成、就園奨励事業）

特定教育・保育施設と地域型保育事業を利用するときには、3つの区分が設けられた「支給認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定		就労や妊娠、出産などの「保育を必要とする事由」に該当	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	就労や妊娠、出産などの「保育を必要とする事由」に該当	保育所 認定こども園 地域型保育事業

2 教育・保育提供区域の設定

西条市が策定している総合計画や次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）、高齢者福祉計画においては、4～5の区域を設定していますが、本事業においては、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を5区域とします。

教育・保育提供区域

区 域	面積(km ²)	H22 国勢調査人口(人)	26.4.1 住民基本台帳 0～5 歳人口(人)	幼稚園数※1	幼稚園定員※1	保育所数※2	保育所定員※3	待機児童数(人)※4	未就学児童数に対する定員の割合(%)
1 西条東部	229.8	59,492	2,909	6	930	11	1,170	0	72.2
2 西条西部			505	2	170	4	255	0	84.2
3 東予	73.9	31,030	1,459	5	520	7	645	0	79.8
4 丹原	129.1	12,521	433	1	100	5	300	0	92.4
5 小松	76.3	9,048	400	1	70	3	300	0	92.5
合計	509.0	112,091	5,706	15	1,790	30	2,670	0	78.2

※1 平成 26 年 5 月 1 日現在、※2 平成 26 年 4 月 1 日現在

圏域別の小学校区内訳

- 西条東部 西条、神拝、大町、玉津、飯岡
- 西条西部 神戸、禎瑞、橘、氷見
- 東予 壬生川、周布、吉井、多賀、国安、吉岡、三芳、楠河、庄内
- 丹原 丹原、徳田、田滝、田野、中川
- 小松 小松、石根

3 教育・保育の量の見込み、確保方策及び実施時期

総合計

(単位：人)

		1年目（平成27年度）				2年目（平成28年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		949	1524	181	761	929	1,493	181	781
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	760	1,651	196	823	760	1,711	216	863
	確認を受け ない幼稚園	1,030				1,030			
	地域型保育 事業			5	10			5	10
	計	1,790	1,651	201	833	1,790	1,711	221	873
②－①		841	127	20	72	861	218	40	92

		3年目（平成29年度）				4年目（平成30年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		928	1,490	180	780	924	1,485	180	776
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	760	1,737	216	863	760	1,737	216	863
	確認を受け ない幼稚園	1,030				1,030			
	地域型保育 事業			5	12			5	12
	計	1,790	1,737	221	875	1,790	1,737	221	875
②－①		862	247	41	95	866	252	41	99

		5年目（平成31年度）				（参考）平成26年度入所児童数			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		幼稚園	保育所		
				0歳児	1・2歳児		3～5歳	0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		939	1,508	181	773	1,144	1,663	142	867
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	760	1,737	216	863				
	確認を受け ない幼稚園	1,030							
	地域型保育 事業			5	12				
	計	1,790	1,737	221	875				
②－①		851	229	40	102				

西条東部

(単位：人)

		1年目（平成27年度）				2年目（平成28年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		483	776	92	388	474	761	92	398
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	0	723	86	361	0	743	101	386
	確認を受け ない幼稚園	930				930			
	地域型保育 事業			5	10			5	10
	計	930	723	91	371	930	743	106	396
②－①		447	△53	△1	△17	456	△18	14	△2

		3年目（平成29年度）				4年目（平成30年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		474	760	91	398	471	757	91	396
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	0	769	101	386	0	769	101	386
	確認を受け ない幼稚園	930				930			
	地域型保育 事業			5	12			5	12
	計	930	769	106	398	930	769	106	398
②－①		456	9	15	0	459	12	15	2

		5年目（平成31年度）				（参考）平成26年度入所児童数			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		幼稚園	保育所		
				0歳児	1・2歳児		3～5歳	0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		479	769	92	394				
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	0	769	101	386				
	確認を受け ない幼稚園	930							
	地域型保育 事業			5	12				
	計	930	769	106	398				
②－①		451	0	14	4	568	763	83	429

西条東部の教育・保育施設、地域型保育事業一覧

幼稚園	定員数	保育所	定員数	認可外保育施設	定員数
(私) めぐみ	200	(私) 飯岡	90	村上記念病院院内 託児所ひよこハウス	20
西条栄光	160	みのり	60	西条愛寿会病院保育室	20
西条聖マリア	175	玉津	60	ブッチ・グレース 保育所 西条	25
大町	180	大町	150	のぞみ保育園	50
玉津	110	東予乳児	90		
双葉	105	西条	70		
		めぐみ	200		
		神拝	210		
		古川	90		
		みどり	120		
合計	930	合計	1,140	合計	115

西条西部

(単位：人)

		1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)			
		1号認定 (3～5歳児 教育標準時 間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児 保育認定)		1号認定 (3～5歳児 教育標準時 間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児 保育認定)	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
① 量の見込み (必要利用定員総数)		84	135	16	67	82	132	16	69
② 確保の内容	特定教育・ 保育施設	170	158	19	78	170	198	24	93
	確認を受け ない幼稚園	0				0			
	地域型保育 事業								
	計	170	158	19	78	170	198	24	93
②ー①		86	23	3	11	88	66	8	24

(単位：人)

		3年目（平成29年度）				4年目（平成30年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		82	132	16	69	82	131	16	69
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	170	198	24	93	170	198	24	93
	確認を受け ない幼稚園	0				0			
	地域型保育 事業								
	計	170	198	24	93	170	198	24	93
②－①		88	66	8	24	88	67	8	24

		5年目（平成31年度）				（参考）平成26年度入所児童数			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		幼稚園	保育所		
				0歳児	1・2歳児		3～5歳	0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		83	133	16	68	121	158	15	97
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	170	198	24	93				
	確認を受け ない幼稚園	0							
	地域型保育 事業								
	計	170	198	24	93				
②－①		87	65	8	25				

西条西部の教育・保育施設、地域型保育事業一覧

幼稚園	定員数
（公）ひまわり	90
（私）神戸	80
合計	170

保育所	定員数
（公）禎瑞	80
（私）神戸	90
橘	45
ひかり	40
合計	255

認可外保育施設	定員数
ほくしんコウル	60
合計	60

東 予

(単位：人)

		1年目（平成27年度）				2年目（平成28年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		243	390	46	195	238	382	46	200
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	420	399	47	199	420	399	47	199
	確認を受け ない幼稚園	100				100			
	地域型保育 事業								
	計	520	399	47	199	520	399	47	199
②－①		277	9	1	4	282	17	1	△1

		3年目（平成29年度）				4年目（平成30年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		237	381	46	199	236	380	46	198
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	420	399	47	199	420	399	47	199
	確認を受け ない幼稚園	100				100			
	地域型保育 事業								
	計	520	399	47	199	520	399	47	199
②－①		283	18	1	0	284	19	1	1

		5年目（平成31年度）				（参考）平成26年度入所児童数			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		幼稚園	保育所		
				0歳児	1・2歳児		3～5歳	0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		240	386	46	198				
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	420	399	47	199				
	確認を受け ない幼稚園	100							
	地域型保育 事業								
	計	520	399	47	199				
②－①		280	13	1	1	340	394	27	193

東予の教育・保育施設、地域型保育事業一覧

幼稚園	定員数	保育所	定員数	認可外保育施設	定員数
(公) 東予南	105	(公) 東予南	90	周桑病院ひかり託児所	20
多賀	105	東予中央	90		
国安	105	東予北	90		
燧洋	105	河北	120		
(私) たから	100	庄内	45		
		(私) 富士	120		
		花園	90		
合計	520	合計	645	合計	20

丹原

(単位：人)

		1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)			
		1号認定 (3～5歳児 教育標準時 間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児 保育認定)		1号認定 (3～5歳児 教育標準時 間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児 保育認定)	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①	量の見込み (必要利用定員総数)	72	116	14	58	70	113	14	59
② 確保の 内容	特定教育・ 保育施設	100	185	22	93	100	185	22	93
	確認を受け ない幼稚園								
	地域型保育 事業								
	計	100	185	22	93	100	185	22	93
②ー①		28	69	8	35	30	72	8	34

		3年目(平成29年度)				4年目(平成30年度)			
		1号認定 (3～5歳児 教育標準時 間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児 保育認定)		1号認定 (3～5歳児 教育標準時 間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児 保育認定)	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①	量の見込み (必要利用定員総数)	70	113	14	59	70	113	14	59
② 確保の 内容	特定教育・ 保育施設	100	185	22	93	100	185	22	93
	確認を受け ない幼稚園								
	地域型保育 事業								
	計	100	185	22	93	100	185	22	93
②ー①		30	72	8	34	30	72	8	34

(単位：人)

		5年目（平成31年度）				（参考）平成26年度入所児童数			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		幼稚園	保育所		
				0歳児	1・2歳児		3～5歳	0歳児	1・2歳児
①	量の見込み （必要利用定員総数）	71	114	14	59	58	175	4	78
②	確保の内容 特定教育・ 保育施設	100	185	22	93				
	確認を受け ない幼稚園								
	地域型保育 事業								
	計	100	185	22	93				
②－①		29	71	8	34				

丹原の教育・保育施設、地域型保育事業一覧

幼稚園	定員数	保育所	定員数
にしやま	100	（公）丹原	90
		田野	60
		（私）中川さくら	90
		湯谷口	30
		まあるい（認定こども園）	30
合計	100	合計	300

小松

(単位：人)

		1年目（平成27年度）				2年目（平成28年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①	量の見込み （必要利用定員総数）	67	107	13	53	65	105	13	55
②	確保の内容 特定教育・ 保育施設	70	186	22	92	70	186	22	92
	確認を受け ない幼稚園								
	地域型保育 事業								
	計	70	186	22	92	70	186	22	92
②－①		3	79	9	39	5	81	9	37

(単位：人)

		3年目（平成29年度）				4年目（平成30年度）			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）	
				0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		65	104	13	55	65	104	13	54
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	70	186	22	92	70	186	22	92
	確認を受け ない幼稚園								
	地域型保育 事業								
	計	70	186	22	92	70	186	22	92
②－①		5	82	9	37	5	82	9	38

		5年目（平成31年度）				（参考）平成26年度入所児童数			
		1号認定 （3～5歳児 教育標準時 間認定）	2号認定 （3～5歳児 保育認定）	3号認定 （0～2歳児 保育認定）		幼稚園	保育所		
				0歳児	1・2歳児		3～5歳	0歳児	1・2歳児
①量の見込み （必要利用定員総数）		66	106	13	54	57	173	13	70
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	70	186	22	92				
	確認を受け ない幼稚園								
	地域型保育 事業								
	計	70	186	22	92				
②－①		4	80	9	38				

小松の教育・保育施設、地域型保育事業一覧

幼稚園	定員数	保育所	定員数	認可外保育施設	定員数
（公）小松	70	（公）小松東	120	ほくしんコティ	21
		小松西	90		
		石根	90		
合計	70	合計	300	合計	21

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 提供区域の設定

教育・保育提供区域である5区域を基本としますが、事業ごとに利用実態が異なることから下記のとおり設定します。

地域子ども・子育て支援事業の区域設定

事業	区域設定
①延長保育事業	教育・保育提供区域(5区域)
②一時預かり	教育・保育提供区域(5区域)
③ファミリー・サポート・センター事業	全市
④子育て短期支援事業	全市
⑤病児・病後児保育事業	全市
⑥地域子育て支援拠点事業	全市
⑦利用者支援事業	全市
⑧乳児家庭全戸訪問事業	全市
⑨養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	全市
⑩妊婦一般健康診査事業	全市
⑪放課後児童健全育成事業	全市
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市



（２）量の見込みと確保方策

①延長保育事業

総合計

（単位：人）

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み		354	353	352	350	353	14か所 259人
②確保 の内容	人数	354	353	352	350	353	
	施設数	18	18	18	18	18	
②－①		0	0	0	0	0	

西条東部

（単位：人）

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み		180	180	179	178	180	7か所 183人
②確保 の内容	人数	180	180	179	178	180	
	施設数	8	8	8	8	8	
②－①		0	0	0	0	0	

西条西部

（単位：人）

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み		31	31	31	31	31	未実施
②確保 の内容	人数	31	31	31	31	31	
	施設数	2	2	2	2	2	
②－①		0	0	0	0	0	

東予

（単位：人）

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み		91	90	90	89	90	3か所 48人
②確保 の内容	人数	91	90	90	89	90	
	施設数	4	4	4	4	4	
②－①		0	0	0	0	0	

丹原

(単位：人)

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み		27	27	27	27	27	2か所 15人
②確保 の内容	人数	27	27	27	27	27	
	施設数	2	2	2	2	2	
②ー①		0	0	0	0	0	

小松

(単位：人)

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み		25	25	25	25	25	2か所 13人
②確保 の内容	人数	25	25	25	25	25	
	施設数	2	2	2	2	2	
②ー①		0	0	0	0	0	

②一時預かり事業

総合計

(単位：人日(延べ人数))

			1 年目 (H27 年度)	2 年目 (H28 年度)	3 年目 (H29 年度)	4 年目 (H30 年度)	5 年目 (H31 年度)	(参考) 平成 25 年 度実績
① 量の 見込み	幼稚園	1 号認定による	493	482	482	480	488	幼稚園預かり 保育 8 か所 27,944 人日
	在園児	2 号認定による	30,537	29,885	29,847	29,739	30,205	
	在園児対象以外の利用		15,000	14,963	14,926	14,868	14,978	
	計		46,030	45,330	45,255	45,087	45,671	
② 確保 の内容	在園児対 象型	人数	26,500	25,933	25,901	25,807	26,213	一時預かり 事業 4 か所 6,663 人日
		施設数（か所）	8	8	8	8	8	
	在園児対 象型以外	人数	19,530	19,397	19,354	19,280	19,458	
		施設数（か所）	7	7	7	7	7	
	計		46,030	45,330	45,255	45,087	45,671	
②－①			0	0	0	0	0	

西条東部

(単位：人日(延べ人数))

			1 年目 (H27 年度)	2 年目 (H28 年度)	3 年目 (H29 年度)	4 年目 (H30 年度)	5 年目 (H31 年度)	(参考) 平成 25 年 度実績
① 量の見込み	幼稚園	1号認定による	251	245	245	245	249	幼稚園預かり保育 6カ所 17,454 人日
	在園児	2号認定による	15,568	15,236	15,216	15,161	15,400	
	在園児対象以外の利用		7,647	7,629	7,609	7,580	7,635	
	計		23,466	23,110	23,070	22,986	23,284	
② 確保の内容	在園児対	人数	15,819	15,481	15,461	15,406	15,649	一時預かり 事業 2カ所 4,376 人日
	象型	施設数（か所）	6	6	6	6	6	
	在園児対	人数	7,647	7,629	7,609	7,580	7,635	
	象型以外	施設数（か所）	3	3	3	3	3	
	計		23,466	23,110	23,070	22,986	23,284	
②－①			0	0	0	0	0	

西条西部

(単位：人日(延べ人数))

			1 年目 (H27 年度)	2 年目 (H28 年度)	3 年目 (H29 年度)	4 年目 (H30 年度)	5 年目 (H31 年度)	(参考) 平成 25 年 度実績
① 量の見込み	幼稚園	1 号認定による	44	43	43	42	43	幼稚園預かり保育 1 か所 3,730 人日
	在園児	2 号認定による	2,703	2,645	2,642	2,632	2,673	
	在園児対象以外の利用		1,328	1,324	1,321	1,316	1,326	
	計		4,075	4,012	4,006	3,990	4,042	
② 確保の内容	在園児対	人数	2,747	2,688	2,685	2,674	2,716	一時預かり 事業 未実施
	象型	施設数（か所）	1	1	1	1	1	
	在園児対	人数	1,328	1,324	1,321	1,316	1,326	
	象型以外	施設数（か所）	1	1	1	1	1	
	計		4,075	4,012	4,006	3,990	4,042	
②－①			0	0	0	0	0	

東 予

(単位：人日(延べ人数))

			1 年目 (H27 年度)	2 年目 (H28 年度)	3 年目 (H29 年度)	4 年目 (H30 年度)	5 年目 (H31 年度)	(参考) 平成 25 年 度実績
① 量の見込み	幼稚園	1号認定による	126	123	123	123	125	幼稚園預かり保育 1カ所 6,760 人日
	在園児	2号認定による	7,808	7,641	7,632	7,604	7,723	
	在園児対象以外の利用		3,835	3,826	3,817	3,802	3,830	
	計		11,769	11,590	11,572	11,529	11,678	
② 確保の内容	在園児対	人数	7,934	7,764	7,755	7,727	7,848	一時預かり事業 2カ所 2,287 人日
	象型	施設数（か所）	1	1	1	1	1	
	在園児対	人数	3,835	3,826	3,817	3,802	3,830	
	象型以外	施設数（か所）	2	2	2	2	2	
	計		11,769	11,590	11,572	11,529	11,678	
②－①			0	0	0	0	0	

丹 原

(単位：人日(延べ人数))

			1 年目 (H27 年度)	2 年目 (H28 年度)	3 年目 (H29 年度)	4 年目 (H30 年度)	5 年目 (H31 年度)	(参考) 平成 25 年 度実績
① 量の見込み	幼稚園	1号認定による	37	37	37	36	37	幼稚園預かり保育 未実施
	在園児	2号認定による	2,317	2,268	2,265	2,257	2,292	
	在園児対象以外の利用		1,138	1,135	1,133	1,128	1,137	
	計		3,492	3,440	3,435	3,421	3,466	
② 確保の内容	在園児対象型	人数						一時預かり事業 未実施
		施設数（か所）						
	在園児対象型以外	人数	3,492	3,440	3,435	3,421	3,466	
		施設数（か所）	1	1	1	1	1	
	計		3,492	3,440	3,435	3,421	3,466	
②－①			0	0	0	0	0	

小松

(単位：人日(延べ人数))

			1 年目 (H27 年度)	2 年目 (H28年度)	3 年目 (H29 年度)	4 年目 (H30 年度)	5 年目 (H31 年度)	(参考) 平成 25 年 度実績
① 量の見込み	幼稚園	1号認定による	35	34	34	34	34	幼稚園預かり保育 未実施
	在園児	2号認定による	2,141	2,095	2,092	2,085	2,117	
	在園児対象以外の利用		1,052	1,049	1,046	1,042	1,050	
	計		3,228	3,178	3,172	3,161	3,201	
② 確保の内容	在園児対 象型	人数						一時預かり 事業 未実施
		施設数（か所）						
	在園児対 象型以外	人数	3,228	3,178	3,172	3,161	3,201	
		施設数（か所）	1	1	1	1	1	
	計		3,228	3,178	3,172	3,161	3,201	
②－①			0	0	0	0	0	

③ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人日(延べ利用人数))

		1 年目 (H27 年度)	2 年目 (H28 年度)	3 年目 (H29 年度)	4 年目 (H30 年度)	5 年目 (H31 年度)	(参考) 平成 25 年 度実績
① 量の 見込 み	就学前児童対象	1,500	1,496	1,493	1,487	1,498	就学前児童 172 人日
	就学児対象	1,446	1,442	1,439	1,433	1,444	
	病児・緊急対応強化事業	300	299	299	297	300	就学児童 356 人日
	計	3,246	3,237	3,231	3,217	3,242	
② 確保 の内 容	就学前児童対象	1,500	1,496	1,493	1,487	1,498	病児・緊急対 応強化事業 未実施 (H26 年度よ り事業開始)
	就学児対象	1,446	1,442	1,439	1,433	1,444	
	病児・緊急対応強化事業	300	299	299	297	300	
	計	3,246	3,237	3,231	3,217	3,242	
②－①		0	0	0	0	0	

④子育て短期支援事業

(単位：人日(延べ利用人数))

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の 見込み	トワイライトステイ	2,344	2,338	2,332	2,324	2,341	未実施
	ショートステイ	250	250	250	250	250	
	計	2,594	2,588	2,582	2,574	2,591	
②確保の 内容	トワイライトステイ	2,344	2,338	2,332	2,324	2,341	
	ショートステイ	250	250	250	250	250	
	計	2,594	2,588	2,582	2,574	2,591	
②－①		0	0	0	0	0	

⑤病児・病後児保育事業

(単位：人日(延べ利用人数))

	1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み	1,316	1,283	1,280	1,277	1,298	1,182人日
②確保の内容	1,316	1,283	1,280	1,277	1,298	
②－①	0	0	0	0	0	

⑥地域子育て支援拠点事業

(単位：人回(延べ利用人数))

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み		36,864	37,452	37,320	37,164	37,152	6か所 38,916人回
②確保の 内容	か所数	6	6	10	10	10	
	供給量	36,864	37,452	37,320	37,164	37,152	
②－①		0	0	0	0	0	

⑦利用者支援事業

(単位：か所)

	1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み	4	4	4	4	4	未実施
②確保の内容	4	4	4	4	4	
②－①	0	0	0	0	0	

⑧乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み	753	751	746	744	750	767人
②確保の内容	753	751	746	744	750	
②－①	0	0	0	0	0	

⑨養育支援訪問事業

(単位：人)

	1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み	30	30	30	29	30	24人
②確保の内容	30	30	30	29	30	
②－①	0	0	0	0	0	

⑩妊婦一般健康診査事業

(単位：人回)

	1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
①量の見込み	10,988	10,952	10,893	10,858	10,941	10,677人回
②確保の内容	10,988	10,952	10,893	10,858	10,941	
②－①	0	0	0	0	0	

⑪放課後児童健全育成事業

(単位：人)

		1年目 (H27年度)	2年目 (H28年度)	3年目 (H29年度)	4年目 (H30年度)	5年目 (H31年度)	(参考) 平成25年度 実績
見込みの ①量	小学1～3年	1,114	1,090	1,089	1,085	1,102	登録児童数 1,504人
	小学4～6年	518	507	506	504	512	
	計	1,632	1,597	1,595	1,589	1,614	
内容確保 の②	小学1～3年	1,114	1,090	1,089	1,085	1,102	
	小学4～6年	518	507	506	504	512	
	計	1,632	1,597	1,595	1,589	1,614	
②－①		0	0	0	0	0	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日常品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

新規参入の申請があったものに対して、社会福祉法人・学校法人以外のものに対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求め、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可するための事業を行います。

4 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

①認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、私立施設及び事業からの移行を最大限尊重し、公立施設の認定こども園への移行については、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を注視しながら適宜検討を行います。

②幼児期の学校教育・保育と小学校等との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援での地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設の設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設の設定ができるように支援を行います。

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任が果たせるよう、意見や情報交換の場を提供するなど、連携の強化に努めます。

さらに、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流の場や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1) 関係団体等との連携

計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 計画内容の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知を図るとともに、これらに対する市民意見の聴取に努め、計画の推進に適宜反映していきます。

2 推進体制

本計画の基本理念「子どもと地域が伸び伸び育つまち」の実現のため、今後も、福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。

3 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 計画の進行管理

計画の進捗管理については、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「西条市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

(2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、計画における「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを検討します。見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（平成31年度）までとします。

1 西条市子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 9 月 25 日

条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、西条市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事務のほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



2 西条市子ども子育て支援会議委員名簿

		◎会長 ○副会長
氏 名	団体名、役職等	種 別
檜垣 千春	東予管内公立幼稚園PTA連合会会長	子どもの保護者
矢野 幸	児童クラブ保護者	
森澤 賀緒里	公立保育園保護者	
◎菅野 良昭	西条市保育協議会会長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
木場 龍真	西条市私立幼稚園協会	
大澤 里香	西山学園理事長	
越智 妙子	私立保育園保育士	
高橋 綾子	私立幼稚園教諭	
鎌田 宏志	西条市小学校校長会会長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
塩崎 千枝子	松山東雲女子大学教授	
○森山 昌美	西条市主任児童委員部会長	市長が必要と認める者
高橋 信晃	西条市青少年健全育成協議会会長	
宮島 一郎	西条市医師会	
安藤 忍	西条商工会議所青年部会長	
野島 貴子	西条市PTA連合会	
日浅 眞由美	西条市社会福祉協議会	

(平成27年3月現在) (順不同)



西条市子ども・子育て支援事業計画

発行：西条市

発行年月：平成２７年３月